

ふじのくに権限移譲推進計画 (第2期)



静 岡 県
公益財団法人静岡県市町村振興協会

ふじのくに権限移譲推進計画（第2期） 目次

1	策定趣旨	1
2	本県の取組経緯	1
	(1) これまでの実績	1
	(2) これまでの権限移譲の取組に対する評価	2
3	本計画策定の基本的考え方	3
	(1) 本計画期間における権限移譲推進のための基本方針	3
	(2) 権限移譲の手法	4
	(3) 計画期間	4
4	移譲事務	5
	(1) 計画期間における移譲事務	5
	(2) 協議継続事務	8
	(3) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等	8
5	権限移譲に伴う支援措置	8
	(1) 財政措置	9
	(2) 人的支援	9
	(3) 広域連携の取組に対する支援	9
	(4) その他の取組・支援	9
6	取組体制	10
	(1) 市町との調整	10
	(2) 庁内の調整	10
7	県と市町の役割分担	10
8	計画の弾力的な対応	11
【別表】		
	・ 移譲事務一覧	12
	・ 指定都市への法定移譲事務一覧	24
	・ 協議継続事務一覧	27
【資料】		
	・ 権限移譲の主な効果と課題 <資料1>	30
	・ 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）において国から地方公共団体へ移譲等することとされた事務・権限（市町村関係） <資料2>	31
	・ 計画策定の経過 <資料3>	32

＜関連資料＞

I	ふじのくに権限移譲推進計画（第2期）の概要	33
II	静岡県の地方分権改革の歩み	35
III	静岡県の平成の大合併	36
IV	権限移譲計画に基づく移譲の実績（第1次～第5次）	37
V	権限移譲に伴う支援措置	43
VI	静岡県事務処理の特例に関する条例	44
VII	権限移譲事務交付金制度の概要	62
VIII	県・市町職員人事交流実施要綱	86
IX	技術職員等市町派遣制度要綱	89

1 策定趣旨

住民に身近な行政は、より身近な地方公共団体である市町が担うことが望ましく、今後見込まれる地方分権改革の進展や道州制の導入まで視野に入れた場合、基礎自治体たる市町は、これまで以上に自主性・自立性を高め、住民サービスの向上や地域課題の解決に主体的に取り組んでいくことが求められる。

本県では、これまでも県から市町村への積極的な権限移譲に取り組んできたところであるが、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の基本理念の下、“ポスト東京時代の日本の理想郷”を目指す中で、地域の自立の実現に向けて、今後もより一層の権限移譲を進めていく必要がある。

本計画は、こうしたことを踏まえ、県内市町が地域における行政を総合的かつ自立的に担えることができるよう、今後も権限移譲を計画的に推進するため、策定するものである。

2 本県の取組経緯

(1) これまでの実績

本県では、他県と比べ比較的早い段階から権限移譲の取組を進めてきた。

平成6年度に「地方分権研究会」を庁内に設置し、権限移譲を含む検討結果を国の地方分権推進委員会へ提言し、また、平成9年度には、地方分権一括法の施行に先駆けて第1次権限移譲推進計画を策定し、以降、平成25年度まで5次にわたる権限移譲推進計画に基づき計画的な権限移譲を進めてきた。

これまでの移譲に当たっては、全県一律の移譲や市町の受入能力に合わせた人口規模別権限移譲に加え、市町の意向をできる限り尊重できる手挙げ方式も導入するなど、柔軟な形で移譲を推進してきたほか、計画策定時を中心に、県・市町権限移譲推進協議会における協議や個別市町を訪問して意見交換を行うなど、市町と意思疎通を図りながら権限移譲を進めてきたところである。

こうした取組の結果、本県の権限移譲の実績は全国的にも有数のものとなり、移譲対象法律数の累計で見た場合、平成25年4月1日現在で124本の法律に基づく事務を移譲しており、9年連続で全国一の実績となっている。

※これまでの権限移譲計画及び実績

区 分	計画期間	計 画		実 績	
		法令数	事務数	法令数	事務数
第1次計画	H10～H12	36	147	37	156
第2次計画	H13～H15	42	362	60	470
第3次計画	H16～H18	88	1,118	131	1,303

第4次計画	H19～H21	22	220	42	375
ふじのくに(第1期)	H23～H25	53	673	59	676

H22は市町との協議が調った8法令59事務を移譲

ふじのくに権限移譲推進計画の移譲実績は、平成25年12月現在

※事務処理特例制度活用による移譲事務数の推移（各年度当初累計）

年 度	法令数	事務数	年 度	法令数	事務数
平成12年度	118	1,179	平成19年度	197	2,403
平成13年度	133	1,356	平成20年度	201	2,484
平成14年度	137	1,460	平成21年度	204	2,551
平成15年度	143	1,577	平成22年度	206	2,592
平成16年度	152	1,608	平成23年度	215	2,768
平成17年度	184	2,135	平成24年度	203	2,568
平成18年度	191	2,371	平成25年度	211	2,625

※平成24年度が対前年度比で減となっているのは、第2次一括法により条例に基づく移譲から法定での移譲に振り替わったものがあることによる。

(2) これまでの権限移譲の取組に対する評価

本県においては、他県に比べ比較的多くの権限移譲が進められてきており、本県の市町は他県に比べより多くの事務権限を有するに至っている。

また、権限移譲を通じて、各市町では、移譲された権限の運用を工夫するなど地域の実情に応じた取組により、住民の利便性の向上や地域に密着したきめ細やかな対応、事務処理の迅速化などの効果が生じている。

さらに、国の地方分権・地域主権改革に伴う法定移譲に対しては、法令で定める移譲時期に先行して県内の市町に先行移譲を進めるなど機動的な対応を進めてきた。

一方、これまでの権限移譲においては、全県一律の移譲に加え、人口規模別移譲や手挙げ方式による移譲も併せて進めてきたこともあり、大規模市と小規模市町との間で移譲事務数に差異が生じている。

また、個別の移譲事務においては、経由事務など市町における裁量の小さい事務が少なからず移譲されていることから、今後は、市町の受入能力を考慮しつつも、極力市町の裁量が大きくなるよう許認可・検査等実質的な権限についても併せて移譲する方向で進めていくことが望まれる。

こうしたことから、今後の権限移譲に当たっては、特に小規模市町を中心として、受入能力を向上するための方策についても併せて留意しながら進めていく必要がある。

なお、計画策定に当たって実施した各市町との意見交換や各市町・県部局を対象としたアンケート調査結果などから、権限移譲の効果や課題を個別に整理すると資料1のとおりとなる。

3 本計画策定の基本的考え方

(1) 本計画期間における権限移譲推進のための基本方針

少子高齢化など複雑多様化する社会の中で、基礎自治体である市町は、住民に最も身近な地方公共団体として、さらにその自立性を高めていくことが期待され、今後も住民に身近な行政サービスについて、市町の意向にも配慮しながら、積極的に権限移譲を財源・人材と併せ進めていく必要がある。

また、国においては、今後も基礎自治体の自立に向けて、権限移譲を含む地方分権改革や道州制も視野に入れた様々な地方制度の改革が進められることが見込まれ、県としてもこうした動向に積極的に対応していく必要がある。

今後の権限移譲の推進に当たっては、こうした背景やこれまでの取組成果及び課題を踏まえ、以下の方針により進めていく。

① 権限・財源・人材の三位一体の権限移譲の推進

より一層の権限移譲を進めるため、前計画に引き続き、権限移譲事務交付金による財政措置及び職員の派遣や研修等の人的支援措置を講じることで、権限・財源・人材の三位一体の権限移譲を進めていく。

② 市町の意向に積極的に対応した権限移譲の推進

市町の規模や能力は多様であり、また直面する課題も異なっていることから、権限移譲に当たっては、単に全県一律の移譲や人口規模別の権限移譲を行うだけでなく、市町の実情に応じた移譲を行うため、個別市町の主体的な選択に基づく手挙げ方式による移譲も引き続き進めていく。

③ 大都市制度改革に対応した権限移譲の推進

基礎自治体の自立モデルとなる“しずおか型特別自治市”の実現を目指す本県両指定都市に対しては、国の地方分権改革に伴う法令による権限移譲事務以外にも現行制度下において移譲可能な補完事務を中心に、両市からの移譲希望に対応して積極的な権限移譲を推進する。

また、国における中核市・特例市統合や地方中枢拠点都市構想などの動向にも留意し、該当市の意向も踏まえつつ機動的な権限移譲を行っていく。

④ 市町における権限受入体制の確保

専門性が求められる事務や一定の事務量を伴う事務については、関連事務に係る県職員の派遣のほか、事務の共同処理等を活用した周辺市町と連携した受入体制構築の検討を必要とする、との声が小規模市町を中心に出されている。

こうした状況を踏まえ、市町の体制整備や事務執行の効率化に向けて、関係市町とともに、機関等の共同設置など広域連携の仕組みについて検討を行い、今後の移譲の推進に向けて努めていく。

(2) 権限移譲の手法

住民に身近な行政は、できる限り身近な地方公共団体である市町が担うことが望ましいことから、市町の行政体制にも配慮しつつ、次の手法の活用によって、権限移譲を推進していく。

① 条例による事務処理の特例制度による移譲

地方分権一括法により創設された条例による事務処理の特例制度を活用し、県独自の移譲を行う。

この制度では、県と市町の協議により移譲事務を決定することが可能とされており、地方分権の趣旨に沿った形で市町の自己決定・自己責任の拡大を進めることができることから、今後とも積極的な活用を図っていく。

② 個別法令に規定される任意の移譲

個別法令で県が担うこととされた事務について、その一部を市町村へ権限移譲できる制度を設けているものがある。これは法令において権限移譲を許容しているものであり、住民サービスの向上等を図る観点から、市町の希望に応じた積極的な活用を図っていく。

③ 関係法令の改正に伴う移譲

国は、地方分権改革の一環として、都道府県から大都市を中心とした市町村への権限移譲等を推進しており、今後も法令改正による権限移譲が進められることが見込まれる。

こうしたことから、今後も、国の法制化により移譲が決定した事務については、円滑な移譲に努めるとともに、条例による事務処理特例制度を活用して、法定移譲時期に先行して市町への権限移譲を進めるほか、法令による移譲対象とならなかった市町への移譲に向けて検討を行うものとする。

(3) 計画期間

権限の移譲・受入に当たっては、組織人員や予算に対する影響があり、また円滑な移譲のためには一定の時間と手続を要することから、ある程度の事前準備期間を設ける必要である。

一方、中長期的には、国における地方分権改革による権限移譲のほか各分野における制度改正など計画策定時において予見できない様々な外的状況の変化が生ずることも想定される。

こうしたことを踏まえ、本計画に基づく権限移譲の推進期間を平成26年度から平成28年度の3年間とする。

ただし、指定都市への移譲については、両市との特別自治市に係る移譲協議の結果、移譲までの準備期間を4年間程度必要とする事務があったこと等から、例外的に平成

26年度から平成29年度の4年間とする。

4 移譲事務

(1) 計画期間における移譲事務

移譲事務は、別表のとおり 57 法令 685 事務とする。

うち、県が独自に移譲する事務は、別表のとおり 42 法令 518 事務、また、国の地方分権改革に伴う法定移譲事務として 17 法律 167 事務(法制化に先立ち県独自に移譲することで調整が調った事務を除く)の移譲を見込む。

※県独自移譲と法定移譲の両者に区分されるものが2法令ある

◇県独自の移譲事務 (個別法令に規定される任意の移譲を含む)

年 度	法令数	事務数	備 考
平成 26 年度	11	53	
平成 27 年度	22	208	
平成 28 年度	19	136	
小 計	38	309	
平成 29 年度	4	211	
合 計	42	518	

※法令数及び事務数の合計は、年度間で重複するものを除く

◇法定移譲

法律数	事務数	移 譲 時 期
17	167	法令が定める期日の移譲を基本 *第4次一括法等により移譲が見込まれる事務

注) 法令事務数は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成 25 年 12 月 20 日閣議決定)に記載された法令条項数

① 県独自の移譲事務

* 新規・拡充区分

区分	法令数	事務数	備 考
新規	24	359	新規移譲
拡充	19	159	既移譲事務の対象市町拡大

※新規と拡充の両者に区分されるものが1法令ある

* 分野別

分野	法令数	事務数
まちづくり・土地利用規制	8	87
福祉	3	9
医療・保健・衛生	9	58
公害規制、生活・安全・産業振興	13	279
その他	9	85

* 主な移譲事務

<26 年度>

区分	法令	主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
			(移譲市町の考え方)	
県独自 (条例)	自然公園法※	国立公園等の特別地域内における行為の許可	静岡市、 浜松市 (H27) 指定都市 (新規)	県の審査が省略されたことで手続きの迅速化が図ることができる。
県独自 (条例)	計量法※	計量関係事業者等に対する勧告、命令、立入検査等	吉田町、 函南町 (H27) 希望市町 (拡充)	住民に身近な市町が対応することで、監視の強化、不適正計量への迅速な対応が可能となる。
県独自 (条例)	企業立地促進法※	企業立地計画の承認	静岡市、浜松市、 三島市ほか 13 市 (H28) 希望市町 (新規)	身近な市町が事務処理を行うことで、承認を受けた企業等が希望する支援制度を受けやすくなるなど、申請者の利便性向上に資する
県独自 (法令 任意)	景観法※	景観行政団体への移行	藤枝市 小山町 (H27)、清水 町 (H28) 希望市町 (拡充)	景観計画の策定等を通じて、自らの判断と責任で良好な景観形成・維持を図ることが可能となる。

<27 年度>

区分	法令	主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
			移譲市町の考え方	
県独自 (条例)	特定非営利活動促進法等※	設立の認証等	磐田市、 藤枝市 (H28) 希望市町 (拡充)	住民に身近なまちづくり団体等と市町行政の協働の一層の進展が期待できる。
県独自 (条例)	温泉法	温泉の採取の許可	静岡市、浜松市 指定都市 (新規)	迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上やサービスの質の向上につながる。
県独自 (条例)	砂利採取法	砂利採取時における採取計画の認可	浜松市 希望する指定都市 (新規)	関連法令の許認可権限との一体的な運用により適正かつ迅速な対応が可能となる。事業者の申請等にも迅速な対応が可能となる。

県独自 (条例)	農地法等※	農地転用（2ha以下）の許可	湖西市、 御前崎市（H28）、長 泉町（H28）、小山町 （H28）	県の審査が省略されること で、行政手続の簡素化、 事務処理の迅速化を図る ことができる。
			希望市町（拡充）	

<28年度>

区分	法令	主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
			移譲市町の考え方	
県独自 (条例)	児童福祉法	児童福祉施設の設置の認可（助産施設等に係る事務）	長泉町	地域の実情を把握した市町による的確な対応が可能となる。
			希望市町（拡充）	
県独自 (条例)	母体保護法	受胎調節の実地指導の業の指定	湖西市	身近な市町で迅速な手続が可能となり申請者の利便性が向上する。
			希望市町（拡充）	
県独自 (条例)	津波防災地域づくりに関する法律	特定開発行為の許可	湖西市、伊豆市	まちづくりに関する市町の方針等との整合性を図りながら、地域の実情に応じた総合的な津波防災地域づくりに寄与されることが期待される。
			希望市町（新規）	

<29年度>

区分	法令	主な事務	移譲対象市町	移譲の効果等
			移譲市町の考え方	
県独自 (条例)	高圧ガス保安法	第一種製造者に係る製造の許可	静岡市、浜松市	消防法の規制を受ける施設と一体的・効果的に立入検査を行うことができ、対象施設の的確な現状把握が可能となり、事故の未然防災策の強化、市民生活の安心・安全につながる。また、申請者も身近な市で手続が可能となる。
県独自 (条例)	火薬類取締法	製造の許可		
県独自 (条例)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	販売事業者の登録		
			指定都市（新規）	

*法令欄の※は移譲対象市町により移譲年度が複数にわたるもの

② 主な法定移譲事務（H25.12 閣議決定）

区分	法令	主な事務	移譲対象市町
国改革	市町村立学校職員給与負担法	市町村立小中学校等の職員の給与等の負担	静岡市、浜松市
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	県費負担教職員定数の決定	
	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	市町村立小中学校等の学級編制基準の決定	
	社会福祉法	社会福祉法人（主たる事務所が市域内にあり、従たる事務所が県内にあるものに限る）の定款認可	
	都市計画法	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る）	

(2) 協議継続事務

本計画には、平成25年度に県と市町の間で協議を行い、調整が調ったもの及び国の関係法令の改正に伴う法制化が予定されているものを移譲事務として盛り込んでいる。

一方、平成25年度に協議が成立しなかった事務であっても、平成26年度以降も引き続き協議を行う事務を「協議継続事務」とし、協議が成立した時点で移譲手続を進めるものとする（対象事務は別表参照）。

なお、市町の希望に弾力的に対応するため、上記以外の事務についても市町が移譲を希望する場合は積極的に協議を行い、調整が調ったものは移譲していくものとする。

(3) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

政府が平成25年12月20日に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の見直しを進める事項が示されている。

大半が都道府県への移譲等であるが、中には指定都市、保健所設置市や市町村を対象としたものも含まれており、これらが法制化された場合には、円滑な移譲に向けて国・市町との調整が必要となる。（対象事務は別表参照）

5 権限移譲に伴う支援措置

市町において移譲した事務権限に係る事務処理が円滑に実施されるよう、また、更なる権限移譲が推進されるよう、県は市町に対して次の支援措置を講じる。

(1) 財政措置

権限移譲事務交付金等により地方財政法の趣旨を踏まえた財政措置を講じる。

また、財政措置の内容が市町にとってわかりやすく透明性の高いものとなるよう、積算単価や交付金の算出内訳などの交付金額に関する情報を提示する。

(2) 人的支援

権限移譲の前後の期間において、県・市町職員人事交流制度による県と市町職員の相互交流及び一定の要件を満たした市町に対する県職員の片側派遣や、市町からの要請に基づく技術職員等市町派遣制度による県の技術職員等の派遣により、市町における移譲準備や移譲後の円滑な執行など受入体制構築のための人的支援を行う。

(3) 広域連携の取組に対する支援

第30次地方制度調査会答申では、人口減少社会において基礎自治体が既存の行政サービス水準を維持するための連携の必要性が唱えられており、今後の権限移譲に当たっては、市町の自治能力を高めるために権限移譲の受け皿となる広域的な連携の枠組みを構築して共同で行政サービスを提供していくことも有効であるとしている。

県内においても、平成22年から平成52年の30年間で総人口が約2割減少し、市町の中には人口が半減する団体も生ずることが見込まれる（*）ことから、今後、地域において複雑多様化する行政ニーズに対して的確、迅速かつ効率的に対応できるよう、県全体として、生産性の高い行政サービスの提供体制を整えていく必要がある。

県内市町においては、一定の自治能力を有する大規模市は、今後更に自立的に地域における行政サービスを担っていくとの意向を示す一方で、特に小規模な市町を中心として、市町単独での更なる権限の受入は困難となっており将来的には連携による受入を検討したい、とする声もあることから、県としては、将来における地域の行政サービス提供の在り方を見据えながら、県と市町が協働して広域連携体制の整備に向けて取り組んでいく。

具体的には、広域連携に向けて検討を行う重点地域・モデル地域や、広域連携によって事務処理が効率化すると考えられる事務などの重点分野について、市町の意向にも配意しながら、設定に向けた検討を行い、「県・市町権限移譲推進協議会」などの場において、具体化に向けた取組を進める。

（*）国立社会保障・人口問題研究所調査（平成25年3月）による

(4) その他の取組・支援

移譲事務を円滑に執行するために、移譲準備期間中においては、確実な事務の引継に向けて、集合及び個別研修の開催、事務処理マニュアルの提供等を行う。また、移

譲後には、必要に応じ研修会や県と移譲市町の担当者間で意見交換会を行うとともに、事務処理に係る随時の相談に対応する。

6 取組体制

(1) 市町との調整

随時、個別市町との調整を行うとともに、必要に応じて、権限移譲の在り方や円滑な移譲のための課題、広域連携活用による権限移譲の推進方策等について、県と代表市町及び県市長会・町村会で構成する「県・市町権限移譲推進協議会」などで意見交換を行う。

(2) 庁内の調整

本県における自立性の高い行政体制の整備を推進するための検討組織である「静岡県地方分権改革推進本部」において、市町への権限移譲を始めとした地域主権の確立に向けた施策の企画及び総合調整を行う。

7 県と市町の役割分担

県と市町の役割分担については、地方の事務のうち、規模や性質において市町が担うことが適当でない事務、市町に跨るような広域的な事務、市町に関する連絡調整事務を県が担い、その他の事務を市町が担うこととされており、地方自治法においてこうした考え方が示されている。

本県では、住民に身近な行政サービスはできる限り住民に身近な地方公共団体である市町が担い、基礎自治体が地域の行政を総合的に行うことができるようにすることが望ましいとの視点から、これまで権限移譲を推進してきており、今後も基本的には同様に県から市町への権限移譲を進めていく。

また、人口減少社会において、基礎自治体が住民の暮らしを支える行政サービスをいかに持続的に提供していくかということが課題となっている中、県全体としての行政運営の効率化・最適化を図るとの視点から権限移譲による事務配分の見直しを行っていくことも重要となる。各市町においては、地域課題に主体的に対応するため、市町間の連携に加え、NPO、企業、地域住民等とも協働して、自己決定できる体制整備に向けて可能な限りの努力・工夫することが望まれる。

今後、地方分権の確立に向けた動きが進むとともに、市町の高まっていけば、県の役割のうち、規模や性質において市町が担うことが適当でない事務の比重が低くなり、広域的な事務や高度専門的な事務の比率が高まっていくことが考えられる。

こうしたことから、今後、市町の自己決定権限を拡充するための権限移譲を進めるに当たっては、県としては、県内の市町が自立的に行政サービスを提供できる体制を円滑に構築できるよう、関係市町との事務の共同処理や定住自立圏など広域連携の仕組みの導入に向けた取組を並行して進めていく。

8 計画の弾力的な対応

国の地方分権改革の取組として、国から地方公共団体、都道府県から市町村への事務・権限の移譲等が進められており、今後の動向を注視するとともに、的確に対応していく必要がある。

また、県独自の移譲に関しても、地域を取り巻く状況の変化等に伴う施策の優先順位の見直しなど、市町の動向に対して、柔軟に対応することが重要である。

こうした状況に適切に対応するため、本計画による移譲事務、移譲時期及び移譲対象市町について毎年度見直しを行い、必要に応じて本計画によらない事務・権限の移譲についても弾力的に対応していくものとする。

ふじのくに権限移譲推進計画(第2期) 移譲事務一覧

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市	移譲年度	- 備考	県所管課
1	統計法施行令	政令別表第1の5の項第3欄第1号	統計調査員の設置	静岡市、浜松市	27年度	(全国消費実態調査)	企画広報部 統計調査課
		政令別表第1の5の項第3欄第3号	調査票の配布				
		政令別表第1の5の項第3欄第4号	調査票の取集				
		政令別表第1の5の項第3欄第7号	調査票への必要な事項の記入				
		政令別表第1の2の項第3欄第1号	統計調査員の設置	静岡市、浜松市	27年度	(住宅・土地統計調査)	
		政令別表第1の2の項第3欄第2号	調査票の配布				
		政令別表第1の2の項第3欄第3号	調査票の取集				
		政令別表第1の2の項第3欄第4号	法第15条第1項の規定による立入検査等その他の調査の実施及び当該調査の結果に基づく調査票の作成				
		政令別表第1の2の項第3欄第7号	調査票への必要な事項の記入	静岡市、浜松市	27年度	(就業構造基本調査)	
		政令別表第1の4の項第3欄第1号	統計調査員の設置				
		政令別表第1の4の項第3欄第2号	調査票の配布				
		政令別表第1の4の項第3欄第3号	調査票の取集				
政令別表第1の4の項第3欄第6号	調査票への必要な事項の記入						
2	特定非営利活動促進法	第10条第1項	特定非営利活動法人(以下NPO法人)の設立の認証	磐田市 藤枝市	27年度 28年度	【法定移譲】指定都市 【条例移譲済み】沼津市、富士市、掛川市	くらし・環境部 県民生活課
		第10条第2項	NPO法人の設立認証の申請があった場合の公告及び定款等の縦覧				
		第12条第3項	NPO法人の設立不認証を決定したときの申請者への通知				
		第12条の2	NPO法人の認証の申請中の団体が暴力団の疑いがある場合における警察本部長からの意見の聴取、受理等(第43条の2及び第43の3を準用)				
		第13条第2項	NPO法人の設立登記完了届出書の受付				
		第13条第3項	NPO法人の設立認証の取消し				
		第17条の3	仮理事の選任				
		第17条の4	NPO法人と理事との利益が相反する事項に係る特別代理人の選任				
		第18条第3号	監事の監査の結果、NPO法人の業務等が法令等に違反する重大な事実があると発見した場合の監事からの報告の受理				
		第23条第1項	役員変更等の届出の受付				
		第25条第3項	定款変更の認証				
		第25条第5項	NPO法人の定款変更の認証の申請があった場合の定款等の公告・縦覧、定款変更の不認証を決定したときの通知(第10条第2項・第3項を準用)				
		第25条第6項	軽微な定款変更の届出の受理				
		第25条第7項	定款変更に係る登記をしたときの登記事項証明書の提出の受付				
		第29条第1項	事業報告書等、役員名簿等及び定款等の提出書類の受付				
		第30条	事業報告書等の閲覧の提供、謄写				
		第31条第2項	NPO法人の解散の認定				
		第31条第4項	NPO法人の解散の届出の受付				
		第31条の8	清算人の届出の受付				
		第32条第2項	解散したNPO法人の残余財産譲渡の認証				
		第32条の2第4項	NPO法人の解散及び清算を監督する裁判所に対する意見の陳述				
		第32条の3	清算終了の届出の受付				
		第34条第3項	NPO法人の合併の認証				
		第34条第5項	NPO法人の定款変更の認証の申請があった場合の定款等の公告・縦覧、不認証を決定したときの通知(第10条第2項及び第12条第3項を準用)				
		第39条第2項	NPO法人の合併登記完了届出書の受付、合併の登記をしたときの届出の受付(法第13条第2項・第3項を準用)				
		第41条第1項	NPO法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由があるときの報告の要求又は立入検査				
		第42条	NPO法人が設立の要件を欠くに至った場合等の改善命令				
		第43条第1項	NPO法人が法第42条の改善命令に違反した場合等の設立の認証の取消し				
		第43条第2項	法第42条の改善命令を経ない設立の認証の取消し				
		第43条の2	NPO法人が暴力団の疑いがある場合における警察本部長からの意見の聴取				
第43条の3	NPO法人が暴力団の疑いがある場合の警察本部長からの意見の聴取						
3	特定非営利活動促進法施行条例	第4条第2項	閲覧書類の受付	磐田市 藤枝市	27年度 28年度	【条例移譲済み】沼津市、富士市、掛川市	くらし・環境部 県民生活課

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課				
4	自然公園法	第20条第3項	国定公園の特別地域内における行為の許可(移譲済みの第3種特別地域に加え、第1種特別地域及び第2種特別地域を移譲対象とする。以下同じ。)	浜松市	27年度		くらし・環境部 自然保護課				
		第20条第6項	国定公園の特別地域内における行為が規制される以前に当該行為に着手している者による届出の受付								
		第20条第7項	国定公園の特別地域内における非常災害のために必要な応急措置として許可が必要になる行為をした者による届出の受付								
		第20条第8項	国定公園の特別地域内における木竹の植栽等の届出の受付								
		第34条第1項	国定公園の特別地域内における行為の許可条件違反者等に対する行為の中止命令等								
		第34条第2項	国定公園の特別地域内における原状回復等及び公告								
		第35条第1項	国定公園の特別地域内における行為の許可等を受けた者等に対する報告の要求								
		第35条第2項	国定公園の特別地域内における行為の許可等を受けた者等に対する立入検査及び立入調査								
5	自然公園法施行令	附則第3項第1号	大臣指定により知事の権限とされた指定区域たる国立公園の特別地域内における行為の許可(法第20条第3項)	静岡市	26年度		くらし・環境部 自然保護課				
		附則第3項第4号(同項第1号に規定する許可に係るものに限る)	行為の許可条件違反者等に対する行為の中止命令等(法第34条第1項)並びに原状回復及び公告(法第34条第2項)								
		附則第3項第5号(同項第1号に規定する許可に係るものに限る)	行為の許可等を受けた者等に対する報告の要求(法第35条第1項)並びに立入検査及び立入調査(法第35条第2項)								
6	静岡県自然環境保全条例	第13条第3項	自然環境保全地域の特別地区内における行為の許可	浜松市	27年度		くらし・環境部 自然保護課				
		第13条第6項	特別地区内における非常災害のために必要な応急措置として許可が必要になる行為をした者による届出の受付								
		第13条第8項	特別地区内における行為が規制される以前に当該行為に着手している者による届出の受付								
		第14条第3項第7号	野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の許可								
		第15条第1項	自然環境保全地域の普通地区内における行為の届出の受付								
		第15条第2項	行為の届出をした者に対する行為の禁止及び制限並びに命令								
		第15条第3項	行為の届出をした者に対する処分をすることができる期間の延長及び通知								
		第15条第5項	行為の届出をした者に対する届出に係る行為の着手の期間の短縮								
		第17条	違反した者等に対する行為の中止及び原状回復並びに命令								
		第18条	行為の許可等を受けた者等に対する報告の要求並びに立入検査及び立入調査								
7	静岡県立自然公園条例	第19条第4項	県立自然公園の特別地域内における行為の許可(移譲済みの第3種特別地域に加え、第1種特別地域及び第2種特別地域を移譲対象とする。以下同じ。)	静岡市 浜松市	26年度 27年度		くらし・環境部 自然保護課				
		第19条第5項	県立自然公園の特別地域内における行為が規制される以前に当該行為に着手している者による届出の受付								
		第19条第6項	県立自然公園の特別地域内における非常災害のために必要な応急措置として許可が必要になる行為をした者による届出の受付								
		第19条第7項	県立自然公園の特別地域内における木竹の植栽等の届出の受付								
		第31条第1項	県立自然公園の特別地域内における行為の許可条件違反者等に対する行為の中止及び原状回復並びに命令								
		第31条第2項	県立自然公園の特別地域における原状回復等及び公告								
		第32条第1項	県立自然公園の特別地域内における行為の許可等を受けた者等に対する報告の要求								
		第32条第2項	県立自然公園の特別地域内における行為の許可等を受けた者等に対する立入検査及び立入調査								
		第33条第1項	県立自然公園の特別地域内における行為の許可等を受けた者等に対する報告の要求								
第33条第2項	県立自然公園の特別地域内における行為の許可等を受けた者等に対する立入検査及び立入調査										
8	環境基本法	第16条第2項	航空機の騒音及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る環境基準の指定地域のあてはめ	静岡市、浜松市	26年度		くらし・環境部 生活環境課				
9	水道法	第32条	専用水道の布設工事の設計の確認	松崎町	28年度	【法定移譲】全市 【条例移譲済み】函南町	くらし・環境部 水利用課				
		第33条第1項	専用水道確認申請書の受付								
		第33条第3項	専用水道確認申請の記載内容の変更に係る届出の受付								
		第33条第5項	専用水道の確認結果の通知								
		第34条第1項において準用する第13条第1項	専用水道の給水開始届出の受付								
		第34条第1項において準用する第24条の3第2項	専用水道の第三者委託の届出の受付								
		第36条第1項	専用水道設置者への改善の指示								
		第36条第2項	専用水道設置者への水道技術管理者の変更勧告								
		第37条	専用水道の給水停止命令								
		第39条第2項	専用水道事業者からの報告徴収、立入検査等								
		第36条第3項	簡易専用水道設置者への措置の指示					松崎町	28年度	【法定移譲】全市 【条例移譲済み】函南町	くらし・環境部 水利用課

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第37条	簡易専用水道の給水停止命令				
		第39条第3項	簡易専用水道事業者からの報告徴収、立入検査等				
10	児童福祉法	第35条第4項	児童福祉施設の設置の認可(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)	長泉町	28年度	【法定移譲】指定都市、中核市 【条例移譲済み】沼津市	健康福祉部 こども家庭課
		第35条第7項	児童福祉施設の廃止・休止の承認(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)				
		第46条第1項	児童福祉施設の設置者等に対する報告の徴収、質問及び立入検査(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)				
		第46条第3項	児童福祉施設の設置者等に対する勧告及び改善命令(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)				
		第46条第4項	児童福祉施設の設置者等に対する事業中止命令(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)				
		第58条	児童福祉施設の設置の認可の取消し(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)				
11	児童福祉法施行規則	第37条第5項	認可事項の変更に係る届出の受付(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)	長泉町	28年度	【法定移譲】指定都市、中核市 【条例移譲済み】沼津市	健康福祉部 こども家庭課
		第37条第6項	認可事項の変更に係る届出の受付(助産施設及び母子生活支援施設に関する事務に限る。県基準等条例に基づき事務処理)				
12	母体保護法	第15条第1項	受胎調節の実地指導の業の指定	湖西市	28年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市	健康福祉部 こども家庭課
		第39条第2項	受胎調節の実地指導の業の指定の取消し				
13	母体保護法施行令	第1条第1項	被指定者への指定証の交付	湖西市	28年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市	健康福祉部 こども家庭課
		第1条第2項	被指定者への標識の交付				
		第2条	被指定者の名簿の作成				
		第3条	被指定者からの訂正申請にかかる指定証の訂正交付				
		第4条第1項	届出の受付及び通知				
		第4条第2項	写しの送付				
		第5条	亡失又は損傷に伴う指定証等の再交付				
14	母体保護法施行規則	第14条第3項	亡失した指定証又は標識の提出の受付	湖西市	28年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市	健康福祉部 こども家庭課
		第15条第3項	指定取消しを受けようとする者等からの標識の返納の受付				
		第15条第4項	指定の取消し				
		第15条第6項	指定の取消しに係る指定証又は標識の返納の受付				
15	母子及び寡婦福祉法	第20条	日常生活支援事業の開始に係る届出の受付	長泉町	28年度	【法定移譲】指定都市、中核市 【条例移譲済み】全市 (政令指定都市を除く)	健康福祉部 こども家庭課
		第21条	日常生活支援事業の廃止又は休止に係る届出の受付				
		第22条第1項	報告の要求、質問及び立入検査				
		第23条	事業の停止等の命令				
		第25条第3項	公共的施設等の管理者との協議、調査及び措置				
		第33条第3項	寡婦日常生活支援事業の実施に係る届出の受付				
		第33条第4項	日常生活支援事業の廃止等に係る届出の受付、報告の要求、質問及び立入検査、事業の停止等の命令(第21条、第22条第1項及び第23条を準用)				
		第34条第1項	公共的施設等の管理者との協議、調査及び措置(法第25条第3項を準用)				
16	母子及び寡婦福祉法施行規則	第4条	日常生活支援事業の変更の届出の受付	長泉町	28年度	【法定移譲】指定都市、中核市 【条例移譲済み】全市 (政令指定都市を除く)	健康福祉部 こども家庭課
		第9条第2項	日常生活支援事業の変更の届出の受付(規則第4条を準用)				
17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第78条	市町村審査会委員研修の実施、障害程度区分認定調査員研修の実施、障害程度区分医師意見書作成研修の実施	静岡市、浜松市	27年度	※事務委任による移譲	健康福祉部 障害者政策課
18	医療法	第12条の2第2項	地域医療支援病院の業務報告書の公表	静岡市、浜松市	26年度		健康福祉部 医務課
19	温泉法	第14条の2第1項	温泉の採取の許可	静岡市、浜松市	27年度		健康福祉部 衛生課
		第14条の3第1項	温泉採取の許可を受けた者の地位の承継の承認				
		第14条の4第1項	温泉採取の許可を受けた者の地位の承継の承認				
		第14条の5第1項	可燃性天然ガスの濃度の確認				
		第14条の5第3項	可燃性天然ガスの濃度についての確認の取消し				
		第14条の6第2項	可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位の承継の届出の受理				
		第14条の7第1項	温泉採取のための施設等の変更の許可				
		第14条の8第1項	温泉採取の事業の廃止の届出の受理				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第14条の8第3項	温泉採取の事業の廃止等に係る災害防止措置命令				
		第14条の9第1項	温泉採取の許可の取消し				
		第14条の9第2項	温泉の採取の取消し等に係る災害防止措置命令				
		第14条の10	温泉の採取に係る緊急措置命令				
		第34条	温泉の採取の実施状況等についての報告の徴収(土地掘削者を除く)				
		第35条第1項	温泉の採取の場所等への立入検査(土地掘削地を除く)				
20	毒物及び劇物取締法	第6条の2第1項	特定毒物研究者の許可	静岡市、浜松市	27年度	【移譲の見直し方針(H25.12閣議決定)に盛り込まれた事項】本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	健康福祉部 薬事課
		第10条第2項	特定毒物研究者の届出の受理				
		第17条第2項	特定毒物研究者に係る報告の徴収、立入検査、質問、収去				
		第19条第4項	特定毒物研究者の許可の取り消し又は業務の停止命令				
		第20条第2項	特定毒物研究者の許可の取消しに係る聴聞の期日等の公示				
		第21条第1項	特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理				
		第21条第4項	相続人等に係る特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理				
21	計量法	第15条第1項	特定商品の販売事業を行う者が量目公差を超えて計量したとき等の当該者に対する勧告	吉田町 函南町	26年度 27年度	【法定移譲】計量法に規定する特定市 【条例移譲済み】熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	経済産業部 新産業集積課
		第15条第2項	特定商品の販売事業を行う者が勧告に従わないときの公表				
		第15条第3項	勧告に従わない計量関係事業者に対する勧告措置命令				
		第147条第1項	届出製造事業者等に対する報告の徴収(特定物象量が表記され、又は示された特定商品に係るものに限る)				
		第148条第1項	届出製造事業者等に対する立入検査及び質問(特定物象量が表記され、又は示された特定商品に係るものに限る)				
		第149条第1項	計量器等の提出命令				
		第149条第3項	提出命令によって生じた損失補償				
		第150条第1項	検査の結果、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときの特定期間内の表記の抹消				
		第150条第2項	特定物象量の表記の抹消処分をするときの特定商品所有者に対する理由の告知				
		第51条第1項	特定計量器販売事業の届出の受付	函南町	26年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市、沼津市、富士市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町	経済産業部 新産業集積課
		第51条第2項	特定計量器販売事業の届出事項に変更があったときの届出の受付(第42条第1項を準用)				
		第51条第2項	特定計量器販売事業を廃止したときの届出の受付(第45条第1項を準用)				
22	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第14条第1項	企業立地計画の承認	静岡市、浜松市	26年度	政府は、法律の施行後10年以内(施行日H19.06.11)に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていることから、平成28年度の移譲については、法改正の内容を踏まえ、再度協議するものとする。	経済産業部 企業立地推進課
		第15条第1項	企業立地計画の変更の承認	三島市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、小山町	28年度		
		第15条第2項	企業立地計画の承認の取消し				
		第16条第1項	事業高度化計画の承認				
		第17条第1項	事業高度化計画の変更の承認				
		第17条第2項	事業高度化計画の取消し				
		第23条	承認企業立地計画事業者等からの報告徴収				
23	砂利採取法	第16条	砂利採取時における採取計画の認可	浜松市	27年度	【移譲の見直し方針(H25.12閣議決定)に盛り込まれた事項】本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	交通基盤部 河川砂防管理課
		第18条第1項	砂利採取計画の認可の申請				
		第19条	砂利採取計画認可の基準				
		第20条	砂利採取計画の変更の認可等				
		第22条	認可採取計画の変更の命令				
		第23条第1項	砂利の採取の停止の命令				
		第23条第2項	違反行為者に対する措置命令				
		第24条	砂利採取の廃止の届出				
		第26条	認可の取り消し又は砂利の採取の停止の命令				
		第33条	砂利採取事業者からの報告の徴収				
		第34条第2項	砂利採取事業者への立入検査				
		第36条第3項	認可等についての関係市町村長への通報				
		第37条	災害に対する必要な措置の要請				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第38条	聴聞の特例（第26条の規定に限る。）				
		第41条の2	災害防止のための経済産業大臣の指示				
		第43条	国等に対する適用				
24	砂利採取法施行令	第1条	違反行為者に対する措置命令	浜松市	27年度	【移譲の見直し方針（H25.12閣議決定）に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	交通基盤部 河川砂防管理課
		第2条	砂利採取事業者からの報告の徴収				
		第4条	経済産業大臣が指示できる事務				
25	砂利採取法施行規則	第3条	砂利採取計画の認可申請書の提出	浜松市	27年度	【移譲の見直し方針（H25.12閣議決定）に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	交通基盤部 河川砂防管理課
		第4条	砂利採取計画の変更認可申請書の提出				
		第5条	氏名等の変更の届出				
		第6条	砂利採取の廃止届の提出				
		第11条第1項	認可等についての関係市町村長への通報				
26	採石法	第33条	岩石採取計画の認可	浜松市	27年度	【移譲の見直し方針（H25.12閣議決定）に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	交通基盤部 河川砂防管理課
		第33条の3第1項	岩石採取計画の認可の申請				
		第33条の4	岩石採取計画の認可の基準				
		第33条の5	岩石採取計画の変更の認可等				
		第33条の6	市町村長の意見の聴取等				
		第33条の9	認可採取計画の変更の命令				
		第33条の10	岩石採取の休止及び廃止の届出				
		第33条の12	認可の取り消し又は岩石の採取の停止の命令				
		第33条の13第1項	災害の防止のための必要な措置等の命令				
		第33条の13第2項	違反行為者に対する措置命令				
		第33条の14	災害が発生するおそれがある場合の必要な措置				
		第33条の17	岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令				
		第34条の4	聴聞の特例				
		第34条の6	採石業者に対する指導及び助言				
		第36条第2項	経済産業大臣との協議				
		第42条第1項	採石業者からの報告徴収、立入検査				
		第42条の2	国等に対する適用				
		第42条の2の2	災害防止のための経済産業大臣の指示				
27	採石法施行令	第3条	経済産業大臣が指示できる事務	浜松市	27年度	【移譲の見直し方針（H25.12閣議決定）に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	交通基盤部 河川砂防管理課
28	採石法施行規則	第8条の15第1項	岩石採取計画の認可申請書の提出	浜松市	27年度	【移譲の見直し方針（H25.12閣議決定）に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	交通基盤部 河川砂防管理課
		第8条の16第1項	岩石採取計画の変更認可申請書の提出				
		第8条の16の2第1項	軽微な変更				
		第8条の17	岩石採取計画の変更事項の届出				
		第8条の18第1項	岩石採取の休止及び廃止届の提出				
29	土地区画整理法	第76条第1項の許可	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る）	富士宮市、 島田市、袋井市、湖西市	26年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市、沼津市、富士市	交通基盤部 市街地整備課
		第76条第4項	土地区画整理事業施行地区内における原状回復等の命令（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る）				
		法第76条第5項	土地区画整理事業施行地区内における原状回復等の措置（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る）				
30	景観法	第7条第1項	景観行政団体	藤枝市 小山町 清水町	26年度 27年度 28年度	<法令任意移譲事務> 【法定移譲】指定都市、中核市 【法令任意】沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、長泉町	交通基盤部 都市計画課
31	屋外広告物法	第7条第2項	違反広告物の表示者等が確知できない場合の略式代執行	沼津市、御殿場市	26年度	【法定移譲】指定都市、中核市	交通基盤部 都市計画課
		第7条第3項	措置命令違反に対する代執行	磐田市、掛川市、藤枝市、裾野市	28年度	【条例移譲済み】熱海市、三島市、富士宮市、富士市、袋井市	
		第7条第4項	簡易広告物の簡易除却				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第8条第1項	除却した広告物の保管				
		法第8条第2項	保管した広告物に係る公示				
		第8条第3項	保管した広告物の評価、売却及び代金保管				
		第8条第4項	保管した広告物の廃棄				
32	津波防災地域づくりに関する法律	第73条第1項	特定開発行為の許可	湖西市、伊豆市	28年度	【法定移譲済み】指定都市、中核市、特例市 ・沿岸市町のうち、開発許可権限を移譲済みの市町に移譲 ・同法第72条第1項に基づく津波災害特別警戒区域を県が指定した場合に速やかに移譲	交通基盤部 土地対策課
		第78条第1項	特定開発行為の変更の許可				
		第78条第3項	許可を受けた特定開発行為が制限用途以外となる変更等をしたときの届出の受付				
		第79条第1項	特定開発行為に関する工事完了の届出の受付				
		第79条第2項	技術的基準適合検査の実施及び検査済証の交付				
		第79条第3項	工事完了等の公示				
		第80条	開発区域の建築制限の解除				
		第81条第1項	特定開発行為に関する工事廃止の届出の受付				
		第88条第1項	特定開発行為に係る許可の取り消し、条件変更、行為の停止命令、必要な措置命令				
		第88条第2項	措置命令の相手方が確知できない場合の代替措置及びその旨の公示				
		第88条第3項	措置命令をしたときの標識の設置、公示				
		第89条第1項	立入検査(権限移譲した事務に係るものに限る)				
		第90条第1項	特定開発行為に関する工事の状況について報告の徴収等				
		第91条第1項	特定開発行為の許可条件の付加				
		第73条第1項	特定開発行為の許可に係る申請書の受付	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	28年度	< 経由事務 > ・同法第72条第1項に基づく津波災害特別警戒区域を県が指定した場合に速やかに移譲	交通基盤部 土地対策課
		第78条第1項	特定開発行為の変更の許可に係る申請書の受付				
		第78条第3項	許可を受けた特定開発行為が制限用途以外となる変更等をしたときの届出に係る届出書の受付				
		第79条第1項	特定開発行為に関する工事完了の届出に係る届出書の受付				
		第80条	開発区域の建築制限の解除に係る申請書の受付				
		第81条第1項	特定開発行為に関する工事廃止の届出に係る届出書の受付				
33	農地法	第4条第1項	農地転用の許可(2ha以下)	湖西市	27年度	【条例移譲済み】富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、菊川市、牧之原市	交通基盤部 農地利用課
		第4条第3項	県農業会議の意見の聴取(法第4条第1項に係るもの)	御前崎市、長泉町、小山町	28年度		
		第4条第5項	国・県が農地を農地以外のものにする行為に係る協議(2ha以下)				
		第4条第6項	国・県が農地を農地以外のものにする行為に係る協議(2ha以下)を成立させようとする場合の県農業会議の意見聴取				
		第5条第1項	農地転用のための権利移動の許可(2ha以下)				
		第5条第3項	県農業会議の意見の聴取(法第5条第1項に係るもの)				
		第5条第4項	国・県が、同一の事業の目的に供するため2ha以下の農地転用のための権利移動の許可に係る協議				
		第5条第5項	国・県が、同一の事業の目的に供するため2ha以下の農地転用のための権利移動の許可に係る県農業会議の意見聴取				
		第49条第1項	立入調査等(2ha以下の農地転用に係るものに限る)				
		第49条第3項	立入調査を行おうとする場合等においてあらかじめ行う通知及び公示(2ha以下の農地転用に係るものに限る)				
		第50条	県農業会議又は農業委員会の報告の徴収(2ha以下の農地転用に係るものに限る)				
		第51条第1項	違反転用に対する処分(2ha以下の違反転用案件に限る)				
		第51条第3項	違反転用に係る原状回復等の措置及び公告(2ha以下の違反転用案件に限る)				
		第51条第4項	違反転用に係る行政代執行を行った場合の費用の徴収				
		第4条第1項	農地転用の許可(4ha以下)	藤枝市	27年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市	交通基盤部 農地利用課
		第4条第3項	県農業会議の意見の聴取(法第4条第1項に係るもの)				
		第4条第5項	国・県が農地を農地以外のものにする行為に係る協議(4ha以下)				
		第4条第6項	国・県が農地を農地以外のものにする行為に係る協議(4ha以下)を成立させようとする場合の県農業会議の意見聴取				
		第5条第1項	農地転用のための権利移動の許可(4ha以下)				
		第5条第3項	県農業会議の意見の聴取(法第5条第1項に係るもの)				
		第5条第4項	国・県が、同一の事業の目的に供するため4ha以下の農地転用のための権利移動の許可に係る協議				
		第5条第5項	国・県が、同一の事業の目的に供するため4ha以下の農地転用のための権利移動の許可に係る県農業会議の意見聴取				
		第18条第1項	農地の賃貸借の解約等の許可				
		第18条第3項	県農業会議の意見の聴取(法第18条第1項に係るもの)				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第36条第2項	遊休農地に係る所有権移転等の調停				
		第36条第3項	法第36条第2項の調停に係る調停案の作成				
		第36条第4項	法第36条第3項の調停案の受諾の勧告				
		第38条第1項	所有者が明らかな遊休農地に係る特定利用権設定に関する裁定の申請があった場合の公告・通知				
		第39条第1項	遊休農地に係る特定利用権を設定すべき裁定				
		第39条第4項	県農業会議の意見の聴取(法第39条第1項に係るもの)				
		第40条第1項	法第39条第1項の裁定をした旨の通知・公告				
		第41条	法第39条第1項の裁定により設定された特定利用権に係る質貸借の解除の承認				
		第43条第2項	所有者を確知できない遊休農地に係る特定利用権を設定すべき裁定等				
		第43条第3項	法第43条第1項の裁定をした旨の通知・公告				
		第49条第1項	立入調査等(4ha以下の農地転用に係るものに限る)				
		第49条第3項	立入調査を行おうとする場合等においてあらかじめ行う通知及び公示(4ha以下の農地転用に係るものに限る)				
		第50条	県農業会議又は農業委員会の報告の徴取(4ha以下の農地転用に係るものに限る)				
		第51条第1項	違反転用に對する処分(4ha以下の違反転用案件に限る)				
		第51条第3項	違反転用に係る原状回復等の措置及び公告(4ha以下の違反転用案件に限る)				
		第51条第4項	違反転用に係る行政代執行を行った場合の費用の徴収				
		附則第2項	2ha以上4ha以下の農地転用のための権利移動の許可に係る農林水産大臣協議				
34	農地法施行令	第7条第4項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第4条第1項に係るもの:2ha以下)	湖西市	27年度	【条例移譲済み】富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、菊川市、牧之原市	交通基盤部 農地利用課
		第15条第2項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第5条第1項に係るもの:2ha以下)	御前崎市、長泉町、小山町	28年度		
		第7条第4項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第4条第1項に係るもの:4ha以下)	藤枝市	27年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市	交通基盤部 農地利用課
		第15条第2項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第5条第1項に係るもの:4ha以下)				
		第27条第2項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第18条第1項に係るもの)				
35	農地法施行規則	第26条第2項	農業委員会を経由しないで申請書の提出があったときの意見の聴取(法第4条第1項、法第5条第1項に係るもの:2ha以下)	湖西市 御前崎市、長泉町、小山町	27年度 28年度	【条例移譲済み】富士宮市、島田市、焼津市、藤枝市、菊川市、牧之原市	交通基盤部 農地利用課
		第26条第2項	農業委員会を経由しないで申請書の提出があったときの意見の聴取(法第4条第1項、法第5条第1項に係るもの:4ha以下)	藤枝市	27年度		
		第80条	遊休農地の所有者以外の者を当事者とする法第36条第3項の和解案の作成に係る所有者への意見聴取				
36	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	湖西市	27年度	【条例移譲済み】静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、菊川市、牧之原市	交通基盤部 農地利用課
		第15条の2第6項	法第15条の2第1項の許可をしようとする場合の都道府県農業会議への意見聴取	御前崎市、長泉町、小山町	28年度		
		第15条の2第7項	国・県が、農用地区域内において開発行為を行おうとする場合に係る協議				
		第15条の2第8項	国・県が、農用地区域内において開発行為を行おうとする場合の協議を成立させる前に行う県農業会議への意見聴取				
		第15条の3	農用地区域内における開発行為に関する監督処分				
		第15条の4第1項	農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告				
		第15条の4第2項	農用地区域以外の区域における開発行為についての勧告に従わない場合の公表				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象 市	移譲 年度	- 備考	県所管課
37	高圧ガス保安法	第5条第1項	第一種製造者に係る製造の許可	静岡市、浜 松市	29年度	【移譲の見直し方針 (H25.12閣議決定)に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	危機管理部 消防保安課
		第5条第2項	第二種製造者に係る製造の届出の受理				
		第9条	第一種製造者の許可の取消				
		第10条第2項	第一種製造者の地位の承継の届出の受理				
		第10条第2第2項	第二種製造者の地位の承継の届出の受理				
		第11条第3項	第一種製造者に対する修理等の命令				
		第12条第3項	第二種製造者に対する修理等の命令				
		第14条第1項	第一種製造者に係る変更許可				
		第14条第2項	第一種製造者に係る軽微変更届出の受理				
		第14条第4項	第二種製造者に係る製造の変更届出の受理				
		第15条第2項	貯蔵所の貯蔵方法の改善等の命令				
		第16条第1項	第一種貯蔵所の設置の許可				
		第17条第2項	第一種貯蔵所の地位の承継の届出の受理				
		第17条の2第1項	第二種貯蔵所の設置の届出の受理				
		第18条第3項	貯蔵所に対する修理等の命令				
		第19条第1項	第一種貯蔵所に係る変更許可				
		第19条第2項	第一種貯蔵所に係る軽微な変更届出の受理				
		第19条第4項	第二種貯蔵所に係る変更届出の受理				
		第20条第1項	第一種製造施設等の完成検査及び同項但書きの指定検査機関等が行う完成検査の受験の届出の受理に関する事務				
		第20条第3項	第一種製造施設等の変更の完成検査及び同項第1号及び第2号の指定検査機関等が行う完成検査の受験の届出の受理に関する事務				
		第20条第4項	完成検査の結果の報告の受理				
		第20条の4	販売事業者の届出の受理				
		第20条の4の2第2項	販売事業者の地位の承継の届出の受理				
		第20条の5第2項	販売事業者の周知に係る改善の勧告等				
		第20条の5第3項	販売事業者の周知に係る改善の勧告の公表				
		第20条の6第2項	販売事業者に対する改善の命令				
		第20条の7	販売するガスの種類の変更届出の受理				
		第21条第1項	第一種製造者等の製造開始又は事業の廃止の届出の受理				
		第21条第2項	第二種製造者の事業の廃止の届出の受理				
		第21条第3項	冷凍のためのガスの第二種製造者の事業の廃止の届出の受理				
		第21条第4項	貯蔵所の用途の廃止の届出の受理				
		第21条第5項	販売の事業の廃止の届出の受理				
		第22条第1項	高圧ガス等の輸入検査				
		第22条第2項	指定輸入検査機関等の輸入検査の結果の報告の受理				
		第22条第3項	輸入した高圧ガスの廃棄等の命令				
		第24条の2第1項	特定高圧ガスの消費の届出の受理				
		第24条の3第3項	特定高圧ガスの消費施設の修理等の命令				
		第24条の4第1項	特定高圧ガスの消費の変更の届出の受理				
		第24条の4第2項	特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理				
		第26条第1項	危害予防規程の制定又は変更の届出の受理				
		第26条第2項	危害予防規程の変更の命令				
		第26条第4項	危害予防規程を守らせるための命令等				
		第27条第2項	保安教育計画の変更の命令				
		第27条第5項	保安教育計画の実行等の命令				
第27条の2第5項	保安統括者の選任又は解任の届出の受理						
第27条の2第6項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理						
第28条第3項	販売主任者等の選任又は解任の届出の受理						
第34条	保安統括者等の解任命令						
第35条第1項	保安検査の実施及び同項第1号及び第2号の指定保安検査機関等が行う保安検査の受験の届出の受理						
第35条第3項	保安検査の結果の報告の受理						
第36条第2項	危険な状態の発見の届出の受理						
第38条第1項	第一種製造者等に係る製造等の許可の取消又は停止の命令						
第38条第2項	第二種製造者等に係る製造等の停止の命令						
第39条	公共の安全維持等のための緊急措置						
第39条の11第1項	認定を受けた特定変更工事に係る完成検査の記録の届出の受理						
第39条の11第2項	認定を受けた特定施設に係る保安検査の記録の届出の受理						
第41条第2項	容器製造業者に対する改善命令						
第44条第1項	容器検査						

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課						
		第45条第1項	容器の刻印										
		第45条第2項	容器の標章の掲示										
		第48条第5項	危険のおそれがないと認めたとときの、充てんの許可										
		第49条第1項	容器再検査										
		第49条第3項	再検査容器の刻印										
		第49条第4項	再検査容器の標章の掲示										
		第49条の2第1項	容器付属品検査										
		第49条の3第1項	容器付属品の刻印										
		第49条の4第1項	容器付属品再検査										
		第49条の4第3項	再検査付属品の刻印										
		第49条の30	容器等に係る災害防止命令										
		第49条の35	外国登録容器製造業者の容器等に係る災害防止命令										
		第50条第3項	容器検査所の登録、更新										
		第50条第4項	容器検査所において再検査を行うことができる容器等の種類の制限										
		第52条第2項	検査主任者の選任又は解任の届出の受理										
		第52条第4項	検査主任者の解任命令										
		第53条	容器検査所の登録の取消										
		第54条第1項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更の申請の審査										
		第54条第2項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に伴う刻印										
		第56条第1項	容器のくず化その他の処分命令										
		第56条第2項	規格に適合しない容器についての報告の受理										
		第56条の2	容器検査所の廃止の届出の受理										
		第61条第1項	第一種製造者等からの報告の徴収										
		第62条第1項	第一種製造者等の立入検査										
		第63条第1項	第一種製造者等からの事故届出の受理										
		第63条第2項	第一種製造者等への災害の報告の命令										
		第64条	現状変更の指示										
		第65条第1項	許可等の条件の付与										
		第74条第1項	都道府県公安委員会等への通報										
		第74条第2項	警察官からの通報の受理										
		第74条第3項	消防吏員等からの通報の受理										
		第74条第4項	国への報告										
		38	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律					第3条第1項	販売事業者の登録	静岡市、浜松市	29年度		危機管理部 消防保安課
			第3条の2第1項					販売事業者登録簿への登録					
	第3条の2第2項	販売事業者登録の通知											
	第3条の2第3項	販売事業者登録簿本の交付又は閲覧の提供											
	第4条第1項	販売事業者の登録の拒否											
	第4条第2項	販売事業者の登録の拒否の通知											
	第6条	登録行政等の変更の届出の受理											
	第8条	販売所等の変更の届出の受理											
	第10条第3項	販売事業者等の地位承継届出の受理											
	第13条第2項	災害の発生の防止に関する必要な措置命令											
	第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令											
	第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令											
	第16条の2第2項	供給設備に係る技術基準適合命令											
	第19条第2項	業務主任者の選・解任の届出の受理											
	第21条第2項	業務主任者代理者の選・解任の届出の受理											
	第22条	業務主任者等の解任の命令											
	第23条	販売事業の廃止の届出の受理											
	第25条	事業の休止等による販売事業者の登録の取消し											
	第26条	販売事業者の登録の取消し又は事業の停止命令											
	第26条の2	販売事業者の登録の消除											
	第29条第1項	保安機関の認定											
	第32条第1項	保安機関の認定の更新											
	第33条第1項	保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可等											
	第33条第2項	一般消費者等の数の減少の届出の受理											
	第34条第3項	保安業務の実施又は方法の改善の命令											
	第35条第1項	保安業務規定の認可等											
	第35条第3項	保安業務規程の変更の命令											
	第35条の2	保安機関の認定基準適合命令											

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第35条の3	保安機関の認定の取消し				
		第35条の4	保安機関の認定行政庁変更、保安機関の変更、承継、廃止の届出(第6条ほかを準用)				
		第35条の5	消費設備に係る基準適合命令				
		第35条の6第1項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定				
		第35条の7	認定液化石油ガス販売事業者販売契約等に係る一般消費者数の報告の受理				
		第35条の10第1項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し				
		第35条の10第2項	認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し				
		第36条第1項	貯蔵施設等の設置の許可				
		第37条の2第1項	貯蔵施設等の位置等の変更の許可				
		第37条の2第2項	貯蔵施設の撤去の届出の受理				
		第37条の3第1項	貯蔵施設の完成検査				
		第37条の3第1項ただし書	協会等が行う貯蔵施設等の完成検査受験の届出の受理				
		第37条の3第2項	協会等が行う貯蔵施設等の完成検査の結果報告の受理				
		第37条の4第1項	充てん設備の許可				
		第37条の4第3項	充てん設備の変更許可(第37条の2を準用)、充てん設備の撤去等の届出の受理等(第37条の2第2項を準用)				
		第37条の4第4項	充てん設備完成検査(第37条の3第1項を準用)、協会等が行う充てん設備の完成検査受験の届出の受理(第37条の3第1項ただし書を準用)、協会等が行う充てん設備の完成検査の報告の受理(第37条の3第2項を準用)				
		第37条の5第3項	充てん設備の修理等の命令				
		第37条の6第1項	充てん設備における保安検査				
		第37条の6第1項ただし書	協会等が行う充てん設備の保安検査受験の届出の受理				
		第37条の6第3項	協会等が行う充てん設備の保安検査の報告の受理				
		第37条の7第1項	貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備の許可の取消し又は使用停止命令				
		第37条の7第2項	特定供給設備の使用停止に伴う一般消費者等への通知				
		第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理				
		第38条の10第1項	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理				
		第38条の10第2項	特定液化石油ガス設備工事事業の変更等の届出の受理				
		第82条第1項	販売事業者、保安機関等に対する報告の徴収				
		第82条第2項	充てん事業者に対する報告の徴収				
		第83条第3項	液化石油ガス販売事業者等への立入検査等				
		第83条第4項	保安機関への立入検査等				
		第87条第1項	通報の受理及び通報				
		第87条第2項	消防長等からの必要な措置の要請の受理				
		第88条第2項	保安の確保の方法認定又は取消しの公示				
		第90条	販売事業の停止命令等をしようとするときに聴聞を行うこと				
39	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	第132条	液化石油ガス販売事業者等からの報告の受理	静岡市、浜松市	29年度		危機管理部 消防保安課
40	火薬類取締法	第3条	製造の許可	静岡市、浜松市	29年度	【移譲の見直し方針(H25.12閣議決定)に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、本計画に関わらず、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	危機管理部 消防保安課
	第5条	販売営業の許可					
	第8条	製造又は販売の業の許可の取り消し					
	第9条第3項	製造施設等の技術基準適合命令					
	第10条第1項	製造施設の位置・構造・設備の変更の許可					
	第10条第2項	製造施設の位置・構造・設備に係る軽微変更届の受理					
	第11条第3項	貯蔵の技術基準適合命令					
	第12条第1項	火薬庫の設置、移転又は変更の許可					
	第12条第2項	火薬庫の構造又は設備に係る軽微な変更の届出の受理					
	第12条の2第2項	火薬庫の設置の許可の地位の承継の届出の受理					
	第13条	火薬庫の所有又は占有免除の許可					
	第14条第2項	火薬庫の技術基準適合命令					
	第15条第1項	製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事の完成検査及び同項但書きによる届出の受理に関する事務					
	第15条第2項	製造施設及び火薬庫の変更の工事の完成検査及び同項第1号及び第2号の届出の受理に関する事務					
	第15条第3項	完成検査の結果の報告の受理					
	第16条第1項	製造業者・販売業者からの営業の廃止の届出の受理					
	第16条第2項	火薬庫の用途の廃止の届出の受理					

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
		第17条第1項	火薬類の譲渡又は譲受の許可				
		第17条第3項	火薬類の譲渡又は譲受の許可の取り消し				
		第17条第4項	火薬類の譲渡又は譲受の許可証の交付				
		第17条第6項	火薬類の譲渡又は譲受の許可証の有効期間の定め				
		第17条第7項	火薬類の譲渡又は譲受の許可証の書換				
		第17条第8項	火薬類の譲渡又は譲受の許可証の再交付				
		第17条第9項	火薬類の譲渡又は譲受の許可証の返納の受理				
		第24条第1項	火薬類の輸入の許可				
		第24条第3項	火薬類の輸入の届出の受理				
		第25条第1項	火薬類の消費の許可				
		第25条第3項	火薬類の消費の許可の取り消し				
		第27条第1項	火薬類の廃棄の許可				
		第28条第1項	危害予防規定の認可				
		第28条第2項	危害予防規定の変更に係る届出の受理				
		第28条第4項	危害予防規定の変更の命令				
		第29条第1項	保安教育計画の認可				
		第29条第4項	保安教育計画を定めるべき者の指定				
		第30条第3項	保安責任者等の選任又は解任の届出の受理				
		第33条第2項	保安責任者代理者の選任又は解任の届出の受理				
		第34条第1項	製造保安責任者等の解任の命令				
		第34条第2項	取扱保安責任者等の解任の命令				
		第35条第1項	特定施設・火薬庫の保安検査の実験の届出の受理及び同項第1号及び第2号に規定する届出の受理に関する事務				
		第35条第3項	保安検査結果の報告の受理				
		第35条の2第2項	定期自主検査計画の制定又は変更の届出の受理				
		第35条の2第3項	定期自主検査計画の終了の報告の受理				
		第35条の2第4項	定期自主検査への職員の立会い				
		第36条第1項	安定度試験の結果の報告の受理				
		第36条第2項	安定度試験の実施の命令				
		第42条	製造業者、販売業者等からの報告の徴収				
		第43条第1項	製造所、販売所、火薬庫等への立入検査等				
		第44条	製造又は販売の業の許可の取り消し又は停止の命令				
		第45条	災害の発生の防止等のための緊急措置				
		第45条の3の10第1項	届出の受理に関する事務				
		第45条の3の10第2項	届出の受理に関する事務				
		第46条第2項	災害の発生に関する報告の徴収				
		第47条	現状変更の指示				
		第48条第1項	許可の条件の付与				
		第52条第1項	許可に伴う都道府県公安委員会の意見聴取				
		第52条第2項	処分又は届出の受理に伴う都道府県公安委員会等への通報				
		第52条第4項	都道府県公安委員会からの要請の受理				
		第52条第5項	警察官による通報の受理に関する事務				
		第52条第6項	国への報告に関する事務				
41	児童手当法	第17条第1項で読み替えて適用される第7条第1項	児童手当の受給資格及び額の認定 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る)	静岡市、浜松市	26年度		教育委員会 福利課
		第17条第1項(附則第2条第3項の準用)で読み替えて適用される第7条第1項(附則第2条第3項の準用)	特例給付の受給資格及び額の認定 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る)				
		第17条第2項において準用する第7条第3項	児童手当の認定をした者を異にすることとなった場合の受給資格及び額の認定 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る)				
		第17条第2項(附則第2条第3項の準用)において準用する第7条第3項(附則第2条第3項の準用)	特例給付の認定をした者を異にすることとなった場合の受給資格及び額の認定 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る)				
		第26条第3項	額の改定、現況、氏名変更、住所変更及び受給事由消滅の届出及び提出の受付 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る)				
		第26条第3項(附則第2条第3項の準用)	特例給付の額の改定、現況、氏名変更、住所変更及び受給事由消滅の届出及び提出の受付 (市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る)				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	- 備考	県所管課
42	文化財保護法	第92条第1項・第2項	調査のための発掘に関する届出の受理、調査のための発掘に対する指示・命令	静岡市 浜松市	27年度 28年度	【条例移譲済み】静岡市	教育委員会 文化財保護課
		第97条第1項	国の機関等による遺跡の発見の通知の受理	浜松市	26年度		
		第97条第2項	国の機関等による遺跡の発見について、当該遺跡の調査・保存等の協議				
		第97条第3項	国の機関等による遺跡の発見について、当該遺跡の調査・保存等の協議				
		第97条第4項	国の機関等による遺跡の発見について、当該遺跡の保護上の勧告				

ふじのくに権限移譲推進計画(第2期) 指定都市への法定移譲事務一覧

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市町	移譲年度	備考	県所管課
1	学校教育法	第4条第1項第2号	市町村の設置する高等学校及び中等学校の設置廃止等の認	静岡市、浜松市	法令が定める期日		教育委員会 高校教育課
		第54条第3項	市町村の設置する広域通信過程の高等学校の認可に係る文部科学大臣への届出				
2	市町村立学校職員給与負担法	第1条	市町村立小中学校の職員の給与等の負担	静岡市、浜松市	法令が定める期日		教育委員会 教育総務課
3	文化財保護法	第110条第1項	史跡名勝天然記念物の仮指定	静岡市、浜松市	法令が定める期日		教育委員会 文化財保護課
		第110条第2項	史跡名勝天然記念物の仮指定の文部科学大臣への報告				
		第112条第1項	史跡名勝天然記念物の仮指定の解除				
		第187条第1項	重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導				
		第187条第2項	重要文化財等の管理等の受託に関する責任者の設定並びに当該責任者の身分証携帯、提示義務及び関係者の意見尊重義務				
		第188条第1項	文化庁長官等に提出すべき書類等の経由				
		第188条第2項	文化庁長官等に提出すべき書類等への意見				
4	博物館法	第10条	博物館の登録	静岡市、浜松市	法令が定める期日		教育委員会 文化財保護課
		第11条第1項	博物館の登録申請の受理				
		第12条	博物館の登録要件の審査				
		第13条第1項	博物館の登録事項等の変更の届出の受理				
		第13条第2項	博物館の登録事項等の変更登録				
		第14条第1項	博物館の登録の取消し				
		第14条第2項	博物館の登録の取消しの通知				
		第15条第1項	博物館の廃止の届出の受理				
		第15条第2項	博物館の登録の抹消				
		第16条	規則への委任				
		第29条	博物館に相当する施設の指定				
5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第41条第1項	教職員定数の決定	静岡市、浜松市	法令が定める期日		教育委員会 義務教育課
		第41条第2項	教職員の学校の種類ごとの定数の決定				
6	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条第2項	市町村立小中学校の学級編制基準の決定	静岡市、浜松市	法令が定める期日		教育委員会 義務教育課
		第3条第3項	市町村立特別支援学校小学部・中学部の学級編成基準の決定				
7	児童福祉法	第21条の5の25第2項第1号	指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の業務管理体制の届出の受理	静岡市、浜松市	法令が定める期日		健康福祉部 障害者政策課
		第21条の5の25第3項	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の変更の届出の受理				
		第21条の5の25第4項	指定障害児通所支援事業者の区分変更に伴う業務管理体制の届出の受理				
		第21条の5の25第5項	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の届出等の受理に係る連携				
		第21条の5の26第1項	指定障害児通所支援事業者に対する報告徴収等				
		第21条の5の26第2項	指定障害児通所支援事業者に対する報告徴収等に当たっての厚生労働大臣との連携				
		第21条の5の26第3項	厚生労働大臣に対する指定障害児通所支援事業者への報告徴収等の要請				
		第21条の5の26第4項	要請に応じて厚生労働大臣が実施した報告徴収等の結果に係る通知の受付				
		第21条の5の27第1項	指定障害児通所支援事業者に対する勧告				
		第21条の5の27第2項	指定障害児通所支援事業者が勧告に従わなかったときの公表				
		第21条の5の27第3項	指定障害児通所支援事業者に対する勧告に係る措置を取るべき旨の命令				
		第21条の5の27第4項	指定障害児通所支援事業者に対する措置命令をした旨の公示				
		第24条の19の2(第21条の5の25第2項第1号、第3項～第5項、第21条の5の26第1項～第4項及び第21条の5の27第1項～第4項の準用)	指定障害児入所施設(全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。)の業務管理体制の届出の受理、報告徴収、勧告、措置命令、公表等				
		8	社会福祉法				
第39条の3	社会福祉法人の仮理事の選任						
第39条の4	社会福祉法人の特別代理人の選任						
第40条第3号	社会福祉法人の監査に不整の点がある場合であって、評議会のないときの報告						
第43条第1項	社会福祉法人の定款変更の申請、認可						
第43条第3項	社会福祉法人の定款変更の届出の受理						
第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可						
第46条第3項	社会福祉法人の解散の届出の受理						
第46条の7	社会福祉法人の清算人の届出の受理						
第47条の3	社会福祉法人の清算終了の届出の受理						
第49条第2項	社会福祉法人の合併の認可						
第56条第2項	社会福祉法人に対する措置命令						
第56条第3項	社会福祉法人に対する業務停止命令及び役員解職勧告						
第56条第4項	社会福祉法人に対する解散命令						
第56条第5項	社会福祉法人に対する役員解職勧告をするときの弁明機会の付与						
第57条	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止						
第59条第1項	社会福祉法人の事業概要の届出の受理						

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市	移譲年度	備考	県所管課
9	売春防止法	第34条第1項	婦人相談所の設置	静岡市、浜松市	法令が定める期日	・婦人相談所の設置(第34条第1項)を指定都市も可能とする見直し ・婦人相談所を設置した場合は、婦人相談員の委嘱(第35条第1項)が移譲	健康福祉部 こども家庭課
		第35条第1項	婦人相談員の委嘱				
10	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第5条第1項	特別児童扶養手当の受給の認定	静岡市、浜松市	法令が定める期日		健康福祉部 障害福祉課
		第36条	特別児童扶養手当の受給の認定に関する調査				
		第37条	特別児童扶養手当の受給の認定に関する資料の提供等				
11	職業能力開発促進法	第16条第2項	職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の設置	静岡市、浜松市	法令が定める期日	・職業能力開発短期大学校等の設置(第16条第2項)を指定都市を可能とする見直し ・職業能力開発短期大学校等を設置した場合に職業訓練の実施(第15条の6第3項)の権限が移譲	経済産業部 職業能力開発課
		第15条の6第3項	公共職業能力開発施設以外の施設による職業訓練の実施				
12	介護保険法	第115条の32第2項	介護サービス事業者(全ての事業者等が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業者のみを行う事業者を除く。)に限る。以下同じ。)の業務管理体制の整備に関する届出の受理	静岡市、浜松市	法令が定める期日	介護サービス情報の公表(第115条の35以下)については、利用者や事業者の利便性の確保等のため、平成28年度以降に予定されている介護サービス情報公表システムの改修・整備を経た上で、指定都市に移譲する。	健康福祉部 福祉指導課
		第115条の32第3項	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する変更届出の受理				
		第115条の32第4項	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する区分変更届出の受理				
		第115条の33第1項	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査				
		第115条の33第3項	介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令等の実施要請				
		第115条の34第1項	介護サービス事業者に対する管理業務体制の整備に関する勧告				
		第115条の34第2項	介護サービス事業者が勧告に従わなかったときの公表				
		第115条の34第3項	勧告に従わなかった介護サービス事業者に対する措置命令				
		第115条の34第4項	介護サービス事業者に対して措置命令をしたことの公示				
		第115条の35第1項	介護サービス情報の報告				
		第115条の35第2項	介護サービス情報の公表				
		第115条の35第3項	介護サービス情報の報告に係る調査				
		第115条の35第4項	介護サービス情報の報告に係る是正命令等				
		第115条の35第6項	介護サービス事業者に対する指定等の取消し等				
		第115条の36第1項	指定調査機関への調査事務委託				
		第115条の36第2項	指定調査機関の指定				
		第115条の40第1項	指定調査機関に対する立入検査等				
		第115条の41	指定調査機関の業務の休廃止の許可				
		第115条の42第1項	指定情報公表センターへの情報公表事務委託				
		第115条の42第2項	指定情報公表センターの指定				
第115条の42第3項において準用する第115条の40第1項	指定情報公表センターに対する立入検査等						
第115条の42第3項において準用する第115条の41	指定情報公表センターの業務の休廃止の許可						
第115条の44	介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の公表の推進に係る配慮義務						
13	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第53条の2第3項	結核に係る定期的健康診断の実施の指示	静岡市、浜松市	法令が定める期日		健康福祉部 疾病対策課
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の2第2項第1号	指定事業者等(全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の業務管理体制の届出の受理	静岡市、浜松市	法令が定める期日		健康福祉部 障害者政策課
		第51条の2第3項	指定事業者等の業務管理体制の変更の届出の受理				
		第51条の2第4項	指定事業者等の区分変更に伴う業務管理体制の届出の受理				
		第51条の2第5項	指定事業者等の業務管理体制の届出等の受理に係る連携				
		第51条の3第1項	指定事業者等に対する報告等				
		第51条の3第2項	指定事業者等に対する報告徴収等に当たったの厚生労働大臣との連携				
		第51条の3第3項	厚生労働大臣に対する指定事業者等への報告徴収等の要請				
		第51条の3第4項	要請に応じて厚生労働大臣が実施した報告徴収等の結果に係る通知の受付				
		第51条の4第1項	指定事業者等に対する勧告				
		第51条の4第2項	指定事業者等が勧告に従わなかったときの公表				
		第51条の4第3項	指定事業者等に対する勧告に係る措置を取るべき旨の命令				
		第51条の4第4項	指定事業者等に対する措置命令をした旨の公表				
		第51条の31第2項第1号	指定一般相談支援事業者(全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)の業務管理体制の届出の受理				
		第51条の31第3項	指定一般相談支援事業者の業務管理体制の変更の届出の受理				
		第51条の31第4項	指定一般相談支援事業者等の区分変更に伴う業務管理体制の届出の受理				
		第51条の31第5項	指定一般相談支援事業者の業務管理体制の届出等の受理に係る連携				
		第51条の32第1項	指定一般相談支援事業者に対する報告等				
		第51条の32第2項	指定一般相談支援事業者に対する報告徴収等に当たったの厚生労働大臣との連携				

No	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象市	移譲年度	備考	県所管課
		第51条の32第3項	厚生労働大臣に対する指定一般相談支援事業者への報告徴収等の要請				
		第51条の32第4項	要請に応じて厚生労働大臣が実施した報告徴収等の結果に係る通知の受付				
		第51条の33第1項	指定一般相談支援者に対する勧告				
		第51条の33第2項	指定一般相談支援事業者等が勧告に従わなかったときの公表				
		第51条の33第3項	指定一般相談支援事業者に対する勧告に係る措置を取るべき旨の命令				
		第51条の33第4項	指定一般相談支援事業者に対する措置命令をした旨の公示				
15	公有水面埋立法	第2条第1項	公有水面の埋立の免許	静岡市、浜松市	法令が定める期日		交通基盤部 河川砂防管理課 港湾企画課
		第2条第2項	公有水面の埋立の免許の願書の提出の受付				
		第3条第1項	公有水面の埋立の免許の出願があった場合の出願事項の縦覧等				
		第3条第2項	関係都道府県知事への通知				
		第3条第3項	利害関係者からの意見書の受付				
		第6条第3項	埋立免許を受けた者の水面権利者に対する補償等に係る裁定				
		第10条	水面の利用施設に係る補償等の命令				
		第11条	埋立免許の告示				
		第12条第1項	免許料の徴収				
		第13条	工事の着手及び竣工の時期の指定				
		第13条の2第1項	出願事項の変更の許可				
		第14条第1項	埋立免許を受けた者の他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可				
		第16条第1項	埋立の権利の譲渡の許可				
		第20条	埋立の権利の承継の届出の受理				
		第22条第1項	埋立工事の竣工認可等				
		第22条第2項	埋立公示の竣工認可をしたことの告示等				
		第23条	竣工認可前の埋立地の使用の許可等				
		第27条第1項	埋立地に関する権利の移転又は設定の許可等				
		第27条第3項	埋立地に関する権利の移転又は設定の許可等に当たっての国土交通大臣への協議				
		第29条第1項	埋立地の用途変更の許可等				
		第29条第3項	埋立地の用途変更の許可等に当たっての国土交通大臣への協議				
		第30条	埋立地に関する権利取得者に対する災害防止措置の命令				
		第31条	工事施行区域内にある物件の除去命令				
		第32条	竣工認可前の違反行為等に対する監督処分等				
		第33条	竣工認可後の違反行為等に対する是正等の命令等				
		第34条	失効した埋立免許の効力の復活等				
		第35条	免許執行の場合の原状回復義務の免除等				
		第36条において準用する第32条第1項及び第35	無免許の埋立工事に対する監督処分等				
		第37条	鑑定費用の徴収				
		第38条	免許料及び鑑定費用の強制徴収				
		第42条	国が行う埋立に係る承認等				
		第43条	国が埋立てた土地の地方公共団体への帰属				
		第47条第1項	国土交通大臣への認可申請				
16	都市計画法	第15条第1項第1号	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等(一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る。)	静岡市、浜松市	法令が定める期日		交通基盤部 都市計画課
17	国土利用計画法	第12条第1項	規制区域の指定	静岡市、浜松市	法令が定める期日		交通基盤部 土地対策課
		第12条第3項	規制区域の指定の公告				
		第12条第5項	規制区域の指定に係る国土交通大臣への報告等				
		第12条第6項	規制区域の指定に係る土地利用審査会への確認				
		第12条第7項	規制区域の指定に係る土地利用審査会からの通知の受理				
		第12条第8項	規制区域の指定に係る公告等				
		第12条第10項	規制区域の指定に係る地価の動向等の調査				
		第12条第11項	規制区域の再指定				
		第12条第12項	規制区域の解除				
		第12条第13項	規制区域の解除に係る土地利用審査会への確認				
		第12条第14項において準用する第12条第5項	規制区域の解除に係る国土交通大臣への報告等				
		第12条第15項において準用する第12条第12項、第13項及び第14項	規制区域の減少に係る公告、確認及び報告等				
		第13条第1項	国土交通大臣の指示による規制区域の指定等				
		第14条第1項	規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可				
		第15条第1項	規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可申請の受理				
		第16条第1項第1号	宅地の造成のための費用の認定等				
		第16条第2項	規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可に係る土地利用審査会への意見聴取				
		第17条第1項	規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分				
		第18条	土地に関する権利の移転等に係る国等との協議				
		第19条第1項	規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り請求の受理				
		第19条第2項	規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り				
		第22条	規制区域の指定に係る適正かつ合理的な土地利用の確保				

ふじのくに権限移譲推進計画 協議継続事務一覧 【27年度以降の移譲に向けて協議を継続する事務】

計画に盛り込む権限移譲事務を選定するため、平成25年度に実施した県と市町による協議の結果、平成27年度以降の移譲等に向けて協議を継続することとなった事務は、下表のとおりである。
 なお、今後の協議は、平成25年度に協議を行った市町以外の未移譲市町についても対象とし、市町の意向等に沿った移譲を推進する。

◆指定都市以外の市町を対象とした事務

No	法令名	代表条項	主な事務の内容	条項数	協議継続対象市町	県所管課
1	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	第19条の14第1項	製造業者に対する表示事項の表示の指示等	5	未移譲の市町	くらし・環境部 県民生活課
2	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令	第12条第3項、第4項又は第8項	消費者庁長官又は農林水産大臣への報告	1	未移譲の市町	くらし・環境部 県民生活課
3	特定非営利活動促進法	第10条第1項	特定非営利活動法人の設立の認証	31	未移譲の市町	くらし・環境部 県民生活課
4	特定非営利活動促進法施行条例	第4条第2項	閲覧書類の受付	1	未移譲の市町	くらし・環境部 県民生活課
5	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第93条第1項	計画整備組合の設立の認可	22	未移譲の市町	くらし・環境部 住まいづくり課
		第122条第1項	防災街区整備事業の認可	48	未移譲の市町	
6	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	第26条第3項	個人施行者の選任する審査委員の解任の承認	2	未移譲の市町	くらし・環境部 住まいづくり課
7	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第52条	終身建物賃貸借事業の認可	12	未移譲の市町	くらし・環境部 住まいづくり課
8	鳥獣保護法	第9条	鳥獣捕獲の許可(許可対象とする鳥獣の追加)	1	全市町	くらし・環境部 自然保護課
9	騒音規制法	第3条第1項	規制地域の指定	5	未移譲の町	くらし・環境部 生活環境課
10	悪臭防止法	第3条	規制地域の指定	5	未移譲の町	くらし・環境部 生活環境課
11	振動規制法	第3条第1項	規制地域の指定	5	未移譲の町	くらし・環境部 生活環境課
12	環境基本法	第16条第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音、新幹線鉄道騒音を除く)	1	未移譲の町	くらし・環境部 生活環境課
13	水道法	第34条第1項(第13条第1項を準用)	専用水道の給水開始の届出の受理	10	未移譲の町	くらし・環境部 水利用課
		第37条	簡易専用水道の給水停止命令	3	未移譲の町	
14	社会福祉法	第14条第3項	福祉事務所の設置【法令任意】	1	未移譲の町	健康福祉部 総務監
15	介護保険法	第41条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	73	未移譲の市町	健康福祉部 福祉指導課
16	老人福祉法	第15条第4項	養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	13	未移譲の市町	健康福祉部 介護保険課 福祉指導課
		第29条第1項	有料老人ホームの設置の届出の受理	6	未移譲の市町	
17	社会福祉法	第62条第1項	第一種社会福祉事業の開始の届出の受理	14	未移譲の市町	健康福祉部 介護保険課
18	児童福祉法	第35条第4項	児童福祉施設(助産施設及び母子生活支援施設)の設置の認可	6	未移譲の市町	健康福祉部 こども家庭課
19	児童福祉法施行規則	第37条第5項	認可事項の変更に係る届出の受付(助産施設及び母子生活支援施設に係る事務)	2	未移譲の市町	健康福祉部 こども家庭課
20	母体保護法	第15条第1項	受胎調節の実地指導の業の指定	2	未移譲の市町	健康福祉部 こども家庭課
21	母体保護法施行令	第1条第1項	被指定者への指定証の交付	7	未移譲の市町	健康福祉部 こども家庭課
22	母体保護法施行規則	第14条第3項	亡失した指定証又は標識の提出の受付	4	未移譲の市町	健康福祉部 こども家庭課
23	母子及び寡婦福祉法	第20条	日常生活支援事業の開始に係る届出の受付	8	未移譲の町	健康福祉部 こども家庭課
24	母子及び寡婦福祉法施行規則	第4条	日常生活支援事業の変更の届出の受付	2	未移譲の町	健康福祉部 こども家庭課
25	電気工業業の業務の適正化に関する法律	第3条第1項	電気工業業を営もうとする者の登録	29	未移譲の市町	経済産業部 新産業集積課
26	電気工業業の業務の適正化に関する法律施行規則	第9条第3項	登録証再交付の後に元の登録証を発見した場合の提出の受付	1	未移譲の市町	経済産業部 新産業集積課
27	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第14条第1項	企業立地計画の承認	7	未移譲の市町	経済産業部 企業立地推進課

No	法令名	代表条項	主な事務の内容	条項数	協議継続対象市町	県所管課
28	農地法	第4条第1項	農地転用の許可(2ha以下)	14	未移譲の市町	交通基盤部 農地利用課
		第4条第1項、第18条第1項	農地転用の許可(4ha以下)、農地等の賃貸借の解約等の許可ほか	27	未移譲の市町	
29	農地法施行令	第7条第4項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第4条第1項に係るもの:2ha以下)	2	未移譲の市町	交通基盤部 農地利用課
		第7条第4項	農業委員会を経由しない申請に係る通知(法第4条第1項に係るもの:4ha以下)	3	未移譲の市町	
30	農地法施行規則	第26条第2項	農業委員会を経由しないで申請書の提出があったときの意見の聴取(法第4条第1項、法第5条第1項に係るもの:2ha以下)	1	未移譲の市町	交通基盤部 農地利用課
		第26条第2項	農業委員会を経由しないで申請書の提出があったときの意見の聴取(法第4条第1項、法第5条第1項に係るもの:4ha以下)	2	未移譲の市町	
31	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	7	未移譲の市町	交通基盤部 農地利用課
32	森林法	第10条の2第1項	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可	3	未移譲の市町	交通基盤部 森林保全課
33	土地区画整理法	第4条第1項	個人施行による土地区画整理事業の認可(5ha未満の事業に限る)	56	未移譲の市町	交通基盤部 市街地整備課
		第76条第1項	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可(県施行を除く)	3	未移譲の市町	
34	国土利用計画法	第23条第1項	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出の受付	9	未移譲の市町	交通基盤部 土地対策課
35	都市計画法	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	6	未移譲の市町	交通基盤部 土地対策課
36	屋外広告物法	第7条第2項	違反広告物設置者等不確知の場合の略式代執行	7	未移譲の市町	交通基盤部 都市計画課
37	景観法	第7条第1項	景観行政団体への移行	1	未移行の市町	交通基盤部 都市計画課
38	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	第9条の2第4項	有害図書類の区分陳列に関する勧告	8	未移譲の市町	教育委員会 社会教育課

◆指定都市を対象とした事務

No	法令名	代表条項	主な事務の内容	協議継続対象市町	備考	県所管課
1	公益信託ニ関スル法律	第2条	公益信託の許可	浜松市		経営管理部 法務文書課
2	鳥獣保護法	第9条	鳥獣捕獲の許可(許可対象とする鳥獣の追加)	全市町		くらし・環境部 自然保護課
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第20条の2	廃棄物再生事業者の登録、登録証明書の交付等	静岡市、浜松市		くらし・環境部 廃棄物リサイクル課
4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第78条	相談支援従事者初任者研修の実施、サービス管理責任者研修の実施、相談支援従事者及びサービス管理責任者現任研修の実施	静岡市、浜松市		健康福祉部 障害者政策課
5	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第5条	特別児童扶養手当の認定	静岡市、浜松市	【移譲の見直し方針(H25.12閣議決定)に盛り込まれた事項】 本計画に定める年度以前の移譲が法制化された場合は、指定都市に対して、法に規定する年度に法定移譲	健康福祉部 障害福祉課
6	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38	麻薬取扱者等に係る報告の徴収、立入検査、質問、収去	静岡市、浜松市		健康福祉部 薬事課
7	覚せい剤取締法	第32条	覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者に係る立入検査、収去、質問	静岡市、浜松市		健康福祉部 薬事課
8	薬事法	第76条の6、第76条の7	指定薬物である疑いがある物品の検査等、指定薬物の廃棄、回収命令	静岡市、浜松市		健康福祉部 薬事課
9	職業能力開発促進法	第16条、第19条	職業能力開発校の設置、職業訓練の実施(若年、離転職、在職)	静岡市		経済産業部 職業能力開発課
10	農薬取締法	第8条、第13条、第14条	農薬販売届の受理、農薬販売業者への報告命令、立入検査、法令違反に対する監督処分	静岡市、浜松市		経済産業部 農山村共生課
11	肥料取締法	第23条	肥料販売業務の届出受理	静岡市、浜松市		経済産業部 農山村共生課
12	漁船法	第4条 第10条	建造、改造及び転用の許可並びに登録等	静岡市、浜松市		経済産業部 水産資源課
13	遊漁船業の適正化に関する法律	第3条、第18条、第24条	遊漁船業者の登録、業務改善命令、立入検査等	静岡市、浜松市		経済産業部 水産資源課
14	持続的養殖生産確保法	第4条、第8条	漁場改善計画の認定、特定疾病のまん延防止	静岡市、浜松市		経済産業部 水産資源課
15	河川法	第9条第5項・第6項、第10条第2項・第3項	指定区間内の一級河川の管理及び二級河川の管理	静岡市、浜松市		交通基盤部 河川企画課

※協議を行ったもののうち、法令に基づく事務を記載

権限移譲の主な効果と課題

※主な効果

<県民のメリット>

○ 利便性の向上

身近な窓口での対応、事務処理時間の短縮、窓口の一本化等による手続の簡素化

○ きめ細かい住民ニーズへの対応

住民に身近な市町が地域の実情やニーズを踏まえた事務処理を実施

<市町におけるメリット>

○ 独自性の発揮

自己決定権の拡充により地域に根ざした独自の政策展開が可能

○ 事務処理の迅速化

県との調整に要する事務手続や時間が不要となることで効率的で迅速な事務処理が可能

<県におけるメリット>

○ 補完事務から広域・高度専門的な事務に重点化

権限移譲により業務が縮小した分、広域事務やより高度専門的な事務に実施の重点を移行

※主な課題

<市町における課題>

○ 受入体制の整備

・業務量の増加に伴う受入体制の構築が必要

・専門性を必要とする事務の場合、県による人的支援など適切な事務処理体制の構築が必要

○ 事務処理の非効率性

事務処理件数が少ない事務の場合、ノウハウの蓄積・引継が難しく、適切な事務執行に課題

<県における課題>

○ 事務処理の非効率性

経由事務を移譲した場合、申請書類等が市町を経由する分、事務手続に時間を要する

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)において

国から地方公共団体へ移譲等することとされた事務・権限(市町村関係)

No	所管省庁	事務の根拠法令	根拠条文	事務の概要	移譲対象	備考
1	法務省	—	—	人権啓発活動地方委託事業(ネットワーク事業を除く)	都道府県 指定都市	移譲する方策の検討を進める
2	厚生労働省	児童福祉法	第20条第5項	国の開設した病院に対する指定療育機関の指定	都道府県 指定都市及び中核市	
			第20条第8項	国の開設した病院である指定療育機関の指定の取消し		
			第21条の4第1項	国の開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査(大臣権限の廃止)		
			第21条の4第2項	国の開設した病院である指定療育機関に対する診療報酬の支払いの一時差止め(大臣権限の廃止)		
3	厚生労働省	食品衛生法	第13条第1項ほか	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等	都道府県 保健所設置市及び特別区	移譲について検討を進める
4	厚生労働省	医療法	第6条ほか	国の開設する病院等の開設承認及び監督	都道府県 保健所設置市及び特別区	移譲について検討を進める
5	厚生労働省	母子保健法	第20条第5項	国の開設した病院若しくは診療所又は薬局に対する指定養育医療機関の指定	都道府県 指定都市及び中核市	
			第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項	国の開設した病院等である指定養育機関の指定の取消し		
			第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4	国の開設した病院等である指定養育機関に対する報告の請求、検査及び診療報酬の支払いの一時差止め(大臣権限の廃止)		
6	厚生労働省	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	第21条第1項ほか	指定検査機関の指定及び監督	都道府県 保健所設置市及び特別区	移譲について検討を進める
7	厚生労働省	健康増進法	第32条の2第1項ほか	誇大表示の禁止に係る勧告及び命令	都道府県 保健所設置市及び特別区	移譲について検討を進める
8	経済産業省	商工会議所法	第42条第2項	定款変更の認可(第25条第1号、第2号及び第4号に係るものを除く)	都道府県 指定都市	届出制に変更した上で移譲
9	国土交通省	道路運送法	第79条	自家用有償旅客運送に係る登録	希望する市町村 (希望しない市町村の区域については希望する都道府県)	法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化を図る、地域住民等に限定されている旅客の範囲の拡大を図るなど、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう所要の措置を講ずる。
			第79条の3	自家用有償旅客運送に係る登録の実施		
			第79条の4	自家用有償旅客運送に係る登録の拒否		
			第79条の6	自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録		
			第79条の7第1項	自家用有償旅客運送に係る変更登録		
			第79条の7第2項	自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施		
			第79条の7第3項	自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出		
			第79条の7第4項	自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録		
			第79条の9第2項	自家用有償旅客運送に係る是正措置命令		
			第79条の10	自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出		
			第79条の11	自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出		
			第79条の12	自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し		
			第79条の13	自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止又は登録の取消しによる登録の抹消		
			第90条	自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例		
第94条第1項	自家用有償旅客運送に係る報告					
第94条第3項	自家用有償旅客運送に係る立入検査					
第94条第5項	自家用有償旅客運送に係る調査					

ふじのくに権限移譲推進計画（第2期） 計画策定の経過

＜特例市、一般市、町との調整＞

項目	時期	内容
権限移譲等に関する市町アンケート	H25. 4. 5～19	権限移譲に対する意向やこれまでの移譲事務に対する評価等を調査
移譲候補事務抽出のための庁内調査	H25. 6. 20～ 8. 23	市町に提示する移譲候補事務を抽出するための調査を実施
移譲希望事務抽出のための市町調査	H25. 8. 1～ 9. 11	県提示事務に対する移譲の意向や、県提示以外の移譲希望事務を抽出する調査を実施
市町との個別意見交換	H25. 8. 5～ 8. 29	市町の現状や権限移譲に対する意向を具体的に把握するため、市町ごとに個別の意見交換を実施
県・市町権限移譲推進協議会	H25. 9. 9	権限移譲に係る代表市町等との意見交換を実施
移譲事務決定に係る県及び市町の事業課による個別調整	H25. 9. 27～ 11. 29	県及び市町の事業担当課において移譲事務決定のための調整を実施
移譲事務決定に係る取りまとめ課による最終調整	H25. 11. 8～ 12. 13	県及び市町の取りまとめ課において移譲事務決定のための調整を実施

＜指定都市との調整＞

項目	時期	内容
第6回県・政令指定都市サミット	H24. 1. 30	“しずおか型特別自治市”の実現に向け、三者による協議体制を整えること等を確認
指定都市に権限移譲が可能な事務等の庁内調査	H24. 7～9	施策展開表記載の各業務について、指定都市への移譲等の可能性を整理
指定都市における移譲の適否の検討	H24. 9～12	県提供資料に基づき、指定都市が移譲等を希望する事務等を整理
第7回県・政令指定都市サミット	H24. 11. 28	現行制度下での権限・財源の移譲を積極的に進めること等を確認
移譲事務決定に係る事業課による個別調整	H25. 4. 26～ 8. 31	県及び指定都市の事業担当課において移譲事務決定のための調整を実施
移譲事務決定に係る取りまとめ課による最終調整	H25. 9. 1～ 10 中旬	県及び指定都市の取りまとめ課において移譲事務決定のための調整を実施
第8回県・政令指定都市サミット	H25. 10. 21	両指定都市への来年度以降の事務権限の着実な移譲等を行うことを確認

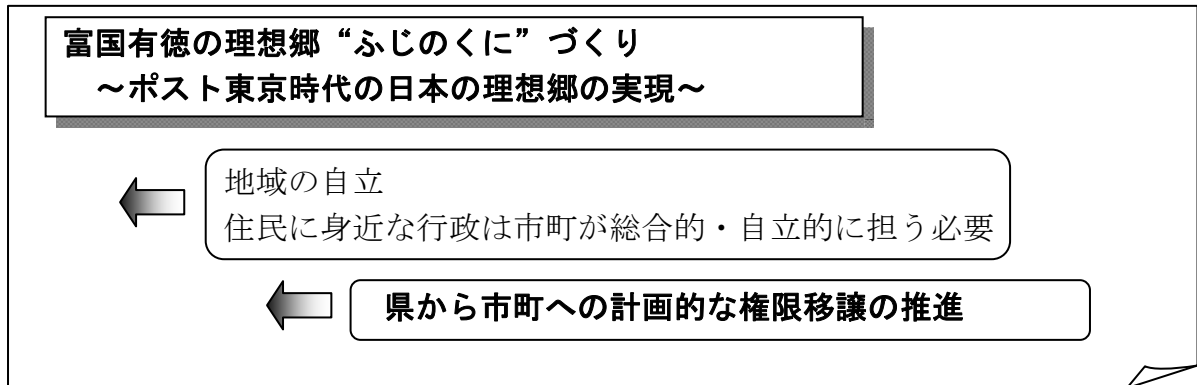
＜計画全体に係る調整＞

項目	時期
市町への意見照会	H26. 2. 4～2. 10
県民意見提出手続（パブリックコメント）	H26. 2. 26～3. 12

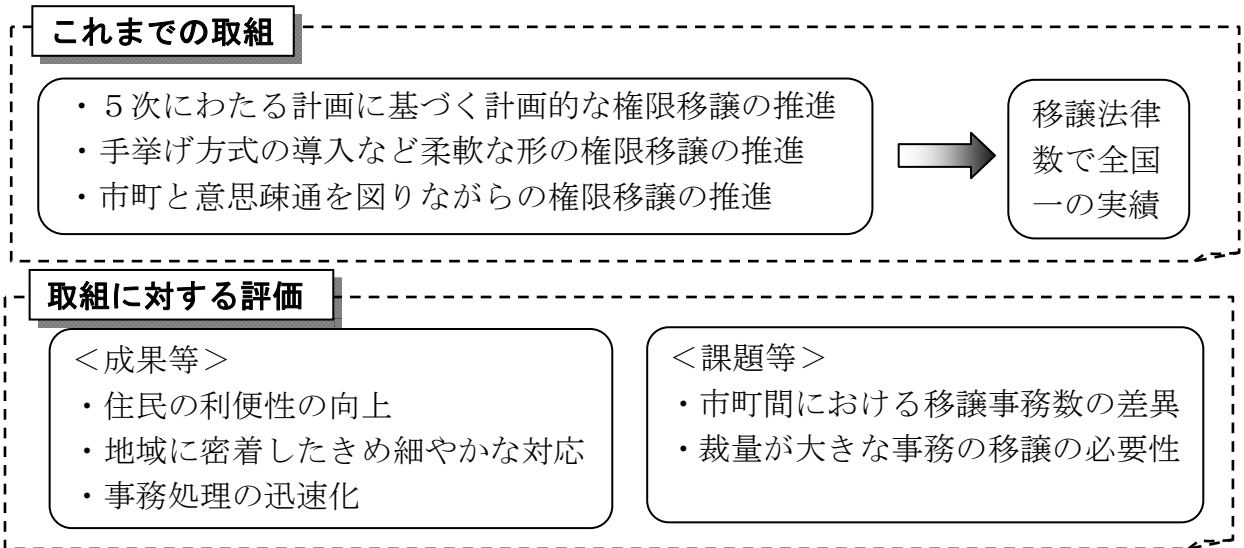
関 連 資 料

I ふじのくに権限移譲推進計画（第2期）の概要

1 策定趣旨

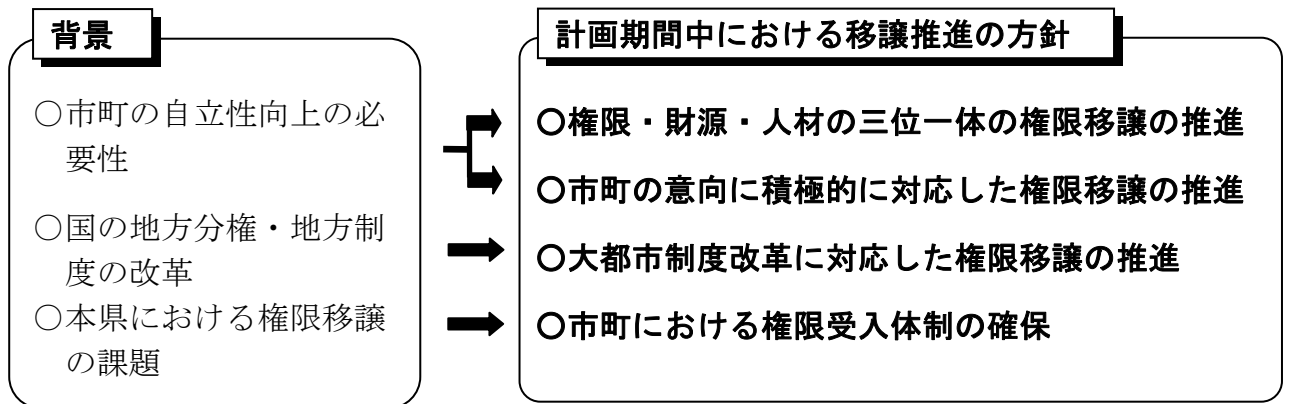


2 本県の取組経緯



3 基本的考え方

権限移譲の基本方針



計画期間

平成26年度～平成28年度（指定都市については平成26年度～平成29年度）

4 移譲事務

○移譲事務数等 57 法令 685 事務

○移譲事務の区分

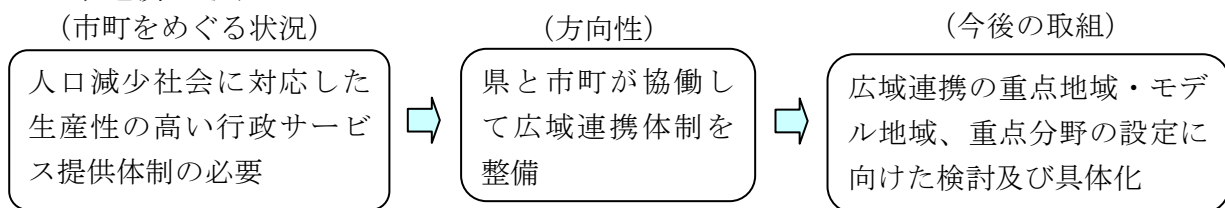
- ・ 県独自の移譲（事務処理特例制度・法令任意活用）
（例）NPO法人の設立認証事務（磐田市、藤枝市）
景観行政団体への移行（小山町、清水町ほか）
高圧ガス製造者に係る製造の許可（指定都市）
- ・ 国の改革に伴う法制化による移譲（法定移譲）
（例）県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定（指定都市）

<過去の計画>

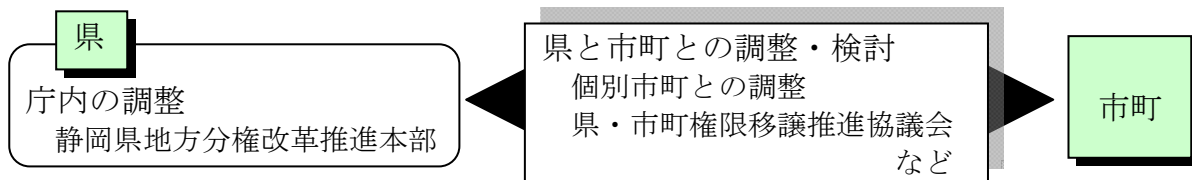
- ・ 第1次計画（H10～H12）
36 法令 147 事務
- ・ 第2次計画（H13～H15）
42 法令 362 事務
- ・ 第3次計画（H16～H18）
88 法令 1,118 事務
- ・ 第4次計画（H19～H21）
22 法令 220 事務
- ・ ふじのくに（第1期）（H23～H25）
53 法令 673 事務

5 権限移譲に伴う支援措置

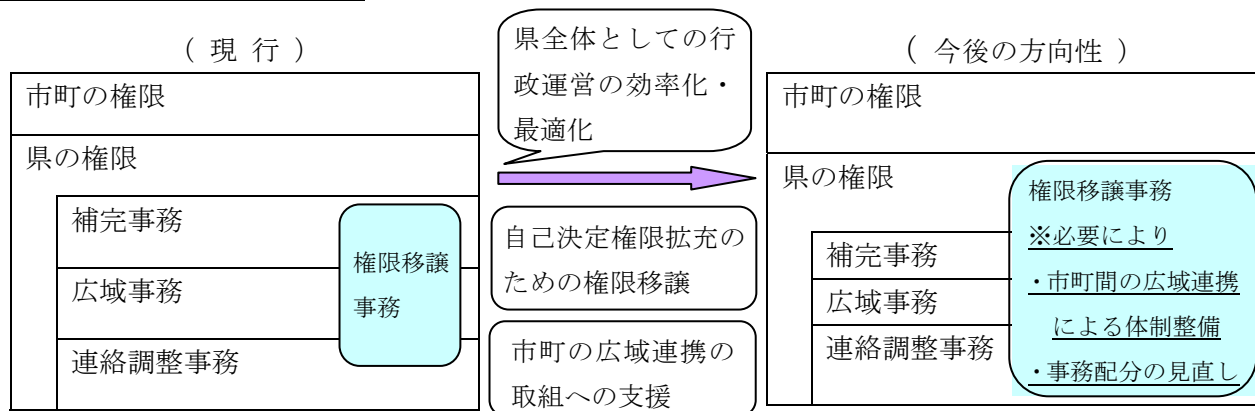
- 財政措置・・・権限移譲事務交付金等による措置
- 人的支援・・・事務処理体制構築のための人事交流制度の弾力的運用
- 円滑な事務処理・・・研修の開催、事務処理マニュアルの提供、随時の相談対応等
- 広域連携の取組



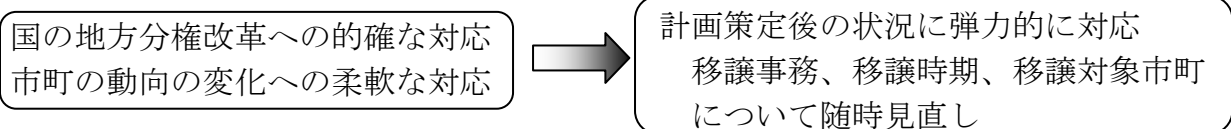
6 取組体制



7 県と市町の役割分担



8 計画の弾力的な対応



II 静岡県の地方分権改革の歩み

平成5年度	6月	【地方分権の推進に関する決議（衆参両院）】
平成6年度	7月	庁内に地方分権研究会発足（座長：総務部長） 市町村への権限移譲を考える会が発足（県・6市町村）
平成7年度	7月	【地方分権推進法施行】
平成8年度	3月	地方分権研究会が「地方分権推進のために」を提言
平成9年度	4月	【中核市制度施行】静岡市と浜松市が中核市へ移行
平成10年度	10月	【地方分権推進委員会第4次勧告】 市町村の人口規模に応じた権限移譲
平成11年度	2月	静岡県第1次権限移譲推進計画を策定
平成12年度	5月	【地方分権推進計画閣議決定】
平成13年度	10月	静岡県地方分権推進計画を策定
平成15年度	4月	【地方分権一括法施行】 事務処理の特例に関する条例施行、約1,100事務を移譲
平成17年度	10月	静岡県第2次権限移譲推進計画策定
平成18年度	11月	【特例市制度施行】沼津市が特例市へ移行、翌年4月に旧 清水市と富士市が特例市へ移行
平成19年度	6月	【地方分権推進委員会最終報告】
平成20年度	4月	静岡市と清水市が合併（平成の大合併開始）
平成21年度	10月	静岡県第3次権限移譲推進計画を策定
平成22年度	4月	静岡市が政令指定都市へ移行
平成23年度	11月	静岡県第4次権限移譲推進計画を策定
平成24年度	4月	【地方分権改革推進法施行】 浜松市が政令指定都市へ移行
平成25年度	5月	【地方分権改革推進委員会第1次勧告】 （基礎自治体への権限移譲）
平成26年度	11月	【地域主権戦略会議設置】
平成27年度	6月	【地域主権戦略大綱閣議決定】
平成28年度	3月	ふじのくに権限移譲推進計画を策定
平成29年度	4月	【第1次一括法、国と地方の協議の場法 等成立】
平成30年度	8月	【第2次一括法成立】
平成31年度	3月	【地方分権改革推進本部発足】
平成32年度	6月	【第3次一括法成立】
平成33年度	3月	ふじのくに権限移譲推進計画（第2期）を策定

Ⅲ 静岡県の平成の大合併 (平成22年3月31日)

	[H15. 3. 31]	[H18. 3. 31]	[H22. 3. 31]
政令市	0	1	2
中核市	2	1	0
特例市	3	2	2
一般市	16	19	19
町	49	19	12
村	4	0	0
合計	74	42	35

県内市町村数

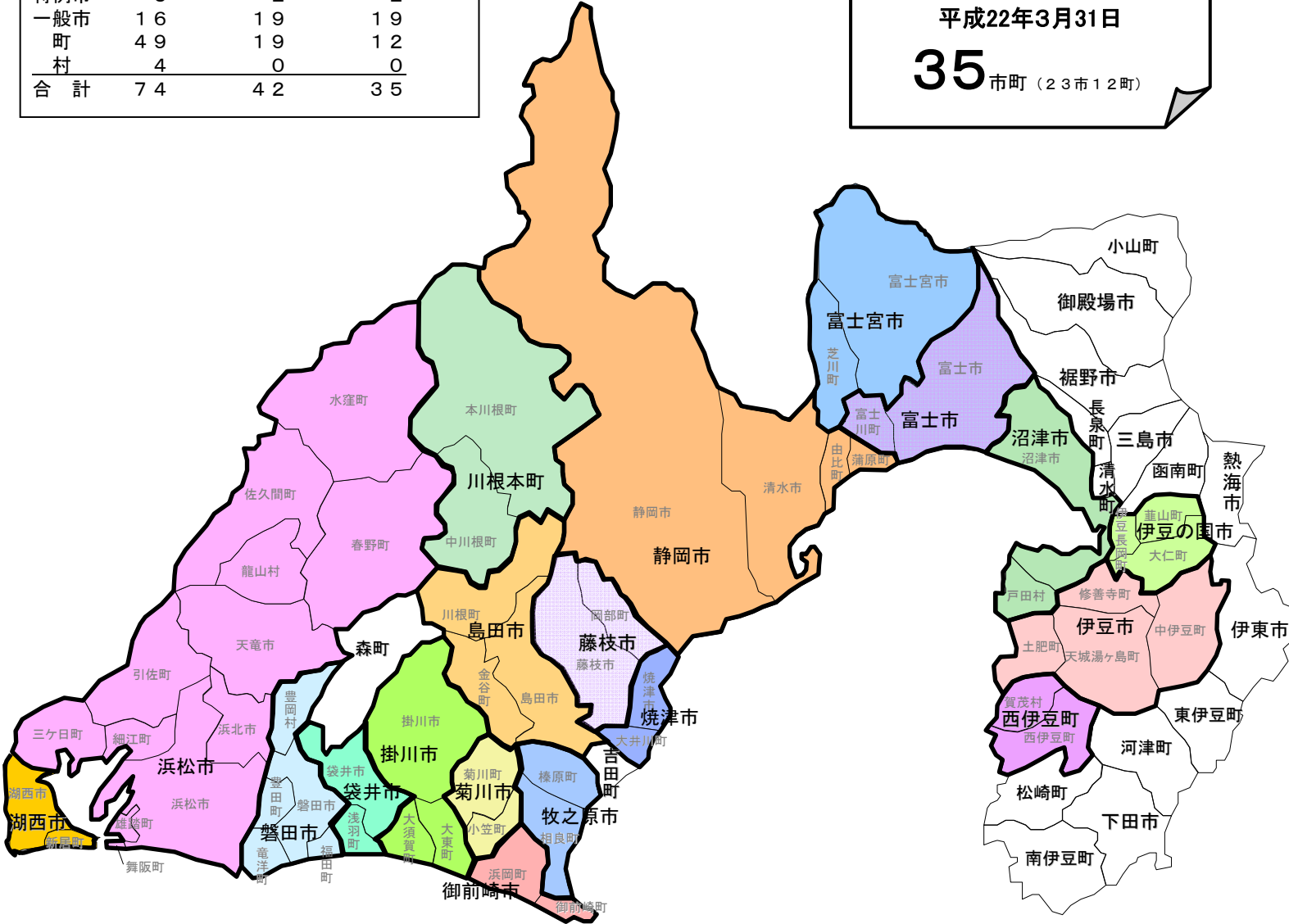
平成15年3月31日

74市町村 (21市49町4村)

↓

平成22年3月31日

35市町 (23市12町)



■合併した地域

合併年月日	新市町名	関係市町村
平成15年4月1日	静岡市	静岡市、清水市
平成16年4月1日	伊豆市	修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町
	御前崎市	御前崎町、浜岡町
平成17年1月17日	菊川市	小笠町、菊川町
平成17年4月1日	沼津市	沼津市、戸田村
平成17年4月1日	磐田市	磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村
	掛川市	掛川市、大須賀町、大東町
	袋井市	袋井市、浅羽町
	伊豆の国市	伊豆長岡町、韭山町、大仁町
	西伊豆町	西伊豆町、賀茂村
平成17年5月5日	島田市	島田市、金谷町
平成17年7月1日	浜松市	浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
平成17年9月20日	川根本町	中川根町、本川根町
平成17年10月11日	牧之原市	相良町、榛原町
平成18年3月31日	静岡市	静岡市、蒲原町
平成20年4月1日	島田市	島田市、川根町
平成20年11月1日	静岡市	静岡市、由比町
	富士市	富士市、富士川町
	焼津市	焼津市、大井川町
平成21年1月1日	藤枝市	藤枝市、岡部町
平成22年3月23日	湖西市	湖西市、新居町
	富士宮市	富士宮市、芝川町

IV 権限移譲推進計画に基づく移譲の実績（第1次～第5次）

1 趣 旨

住民に身近な行政は住民に身近な市町村が行うべきであるとの基本的な考えに立ち、県から市町村への権限移譲を一層推進するため、これまで5次（平成10年度～25年度）にわたる権限移譲推進計画を策定し、計画的な移譲を進めてきた。

2 概 要

(1) 第1次～第4次計画の内容

区 分	基本方針／重点事項	特 徴 等
第1次計画 (H10～H12)	・ 移譲可能なものから実施 ・ 国の地方分権一括法に先行した対応	
第2次計画 (H13～H15)	・ 国の地方分権一括法を踏まえた対応	都市計画法の発行行為許可などの先進事例
第3次計画 (H16～H18)	・ 政令指定都市への大幅な移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲	特定非営利活動促進法のNPO法人設立認証などの先進事例
第4次計画 (H19～H21)	・ 政令指定都市への更なる移譲 ・ 市町村合併の推進と一体となった移譲	
ふじのくに (H23～H25)	①三位一体 ②国の地域主権改革への先行 ③市町の意向への積極的な対応 ④将来への道州制移行を視野 の権限移譲の推進	手挙げ方式の導入

(2) 過去の計画の実施結果

区 分	計 画		実 績	
	法令数	事務数	法令数	事務数
第1次計画	36	147	37	156
平成10年度	10	35	10	35
平成11年度	21	101	19	105
平成12年度	5	11	8	16
第2次計画	42	362	60	470
平成13年度	23	125	34	177
平成14年度	6	73	9	103
平成15年度	15	164	24	190
第3次計画	88	1,118	131	1,303
平成16年度	12	81	23	89
平成17年度	50	749	75	785
平成18年度	26	288	50	429
第4次計画	22	220	42	375
平成19年度	13	91	22	161
平成20年度	8	121	20	154
平成21年度	1	8	11	60
ふじのくに（第1期）	53	673	59	676
平成23年度	23	257	24	258
平成24年度	44	490	37	376
平成25年度	5	118	34	341

※第1次計画の計画数・・・13年度以降の計画数は除く

実績における法令数の計は、年度間の重複を除いた数

※22年度の移譲実績・・・8法令59事務

第1次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績 (37 法令 156 事務)

移譲時期	平成10年度	平成11年度	平成12年度	
法令数	10	19	8	
事務数	35	105	16	
法令等及び移譲対象市町村	中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ・動物の愛護及び管理に関する法律 ・動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律 ・静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
	特例市 (沼津市)			<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県生活環境の保全等に関する条例
	人口10万以上の市	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律 ・住宅地区改良法 	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務市街地の整備に関する法律 ・県風致地区条例 ・屋外広告物法 ・県屋外公告物条例 ・都市計画法 	
	関係市	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合法 ・商工会議所法 	
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法 ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 ・森林法 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法 ・家庭用品品質表示法 ・化製場等に関する法律 ・墓地、埋葬等に関する法律 ・電気用品取締法 ・不動産登記法 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ・静岡県生活環境の保全等に関する条例(鉱山関係) ・県文化財保護条例
	関係市町村		<ul style="list-style-type: none"> ・県立自然公園条例 ・自然公園法 ・商工会法 ・特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例 	

第2次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：42 法令 362 事務→H15 までの実績を含む計：60 法令 470 事務

移譲時期	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
法令数	34	9	24	
事務数	177	103	190	
法令等及び移譲対象市町村	中核市 (保健所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 流通業務市街地の整備に関する法律 医療法等の一部を改正する法律 死体解剖保存法 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 医師法 歯科医師法 薬剤師法 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士法 温泉法 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法 医療法の一部を改正する法律 老人福祉法 農地法
	特例市	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県生活環境の保全等に関する条例 計量法 		
	人口10万以上の市	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 被災市街地復興特別措置法 地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 住宅地区改良法 		<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成等規制法 建築基準法
	人口8万以上の市			<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法
	市	<ul style="list-style-type: none"> 計量法 流通業務市街地の整備に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良法 都市緑地保全法 計量法 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 屋外広告物法 静岡県屋外広告物条例
	関係市	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所法 同法施行令 都市再開発法 		
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 民生委員法 児童福祉法 同法施行規則 動物の愛護及び管理に関する法律 電気用品安全法 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 森林法 	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法 	<ul style="list-style-type: none"> ガス事業法 建築物の耐震改修の促進に関する法律 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 化製場等に関する法律施行条例 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 土地区画整理法 建築基準法 	<ul style="list-style-type: none"> 農住組合法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法 静岡県立自然公園条例

第3次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：88 法令 1, 118 事務→実績：131 法令 1, 303 事務

移譲時期	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
法令数	23	75	50	
事務数	89	785	429	
法令等及び移譲対象市町村	政令市	<ul style="list-style-type: none"> ※特定非営利活動促進法 ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 ※森林組合法 ・青年等の収納促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 ・独立行政法人農業者年金基金法 ・持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 ※農業協同組合法 ・果樹農業振興特別措置法 ・野菜生産出荷安定法 ・獣医師法 ・養鶏振興法 ※獣医療法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・水産業協同組合法 ・輸出水産業の振興に関する法律 ・土地区画整理法 ・不動産登記法 ・租税特別措置法 ※学校教育法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物における衛生環境の確保に関する法律 ・森林組合法 ・分収林特別措置法 ・土地改良法 ・学校教育法 	
	中核市（保健所設置市）	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場法施行条例 ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険 ・母子及び寡婦福祉法 ・薬事法 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律
	特例市		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法 ・中小企業団体の組織に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ※森林法 ・大気汚染防止法 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・浄化槽法
	人口10万以上の市		<ul style="list-style-type: none"> ・特定優良賃貸住宅の供給に関する法律 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
	市		<ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法 ・都市緑地法 	
	関係市	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・静岡県風致地区条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県立自然公園条例 	
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・戦傷病者特別援護法 ・児童福祉法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・文化財保護法 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・森林法 ・就学前の子どもに関する教育、体育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・工場立地法 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会法 		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成等規正法

(注) ※全国初の移譲事務となった法令

第4次権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：22法令220事務→実績を含む計：42法令375事務

移譲時期	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
法令数	22	20	11	
事務数	161	154	60	
法令等及び移譲対象市町村	政令市	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法 ・同施行令 ・同施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例 ・水産業協同組合法 ・都市再開発法 ・(農地法) ・農業協同組合法 	<ul style="list-style-type: none"> ・(静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例)
	中核市 (保健所設置市)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・同法施行規則 ・静岡県心身障害者扶養共済制度条例 ・医療法 ・温泉法 ・薬事法 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律 ・薬事法の一部を改正する法律 ・医療法 ・同施行令 ・(温泉法) ・(薬事法) ・薬事法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令 ・介護保険法 ・(薬事法施行規則) ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令
	特例市			
	人口10万以上の市	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等協同組合法 ・同法施行規則 ・中小企業団体の組織に関する法律 ・同施行規則 ・土地区画整理法 	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・静岡県土採取等規制条例 ・(中小企業等協同組合法) ・(同施行規則) ・(中小企業団体の組織化に関する法律) ・(同施行規則) 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 ・国土利用計画法
	人口8万以上の市			
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律 		
	関係市			<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律 ・特別優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ・同施行規則
	全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県地球環境温暖化防止条例 ・建築基準法 ・文化財保護法 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券法 ・森林法施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律 ・(農地法) ・租税特別措置法
	人口3万人以上の市町	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・同施行令 ・同施行規則 		
	関係市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産法 		

ふじのくに権限移譲推進計画期間中における主な法令等の移譲実績

当初移譲予定計：53法令673事務→実績を含む計：59法令676事務（予定・実績ともH22除き）

移譲時期	平成22年度 (計画先行移譲)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法令数	8	24	37	34	
事務数	59	258	376	341	
法令等及び移譲対象市町	政令市	・農地法（2～4ha転用等） ・文化財保護法	・農地法（遊休農地の所有権移転等協議に係る調停等）	・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	
	中核市（保健所設置市）				
	特例市		・特定非営利活動促進法（沼津市）	・商工会等による小規模事業者支援法 ・特定非営利活動促進法（富士市） ・農地法（2～4ha転用等）（富士市）	・児童福祉法（助産施設許可権限：沼津市） ・身体障害者福祉法（身障者手帳交付：富士市）
	人口10万以上の市			・商工会等による小規模事業者支援法	
	その他の市				
	全市町	・地方自治法			
	全町			・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	・工場立地法
	移譲を希望する市町	・農地法（2ha以下転用：袋井市、牧之原市）	・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（希望市） ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（希望市） ・住宅地区改良法（希望町） 【一括法事務先行移譲】 ・騒音規制法 ・悪臭防止法 ・振動規制法 ・環境基本法（環境関連4法：希望市町） ・中小小売商業振興法（希望市） ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律（希望市） ・住宅地区改良法（希望市）	・計量法（希望市町） ・都市計画法（開発行為許可：小山町） ・森林法（開発行為許可：希望市3市） ・土地区画整理法（袋井市） ・公有地の拡大の推進に関する法律（希望町） ・バリアフリー新法（希望町） 【一括法事務先行移譲】 ・母子保健法（希望市町）	・電気工事業の業務の適正化に関する法律（希望市町） ・特定非営利活動促進法（掛川市） ・農地法（2～4ha転用等：沼津市ほか4市） ・農地法（2ha以下：菊川市） ・土地区画整理法（湖西市） ・騒音規制法（希望町） ・悪臭防止法（希望町） ・振動規制法（希望町） ・環境基本法（希望町） ・水道法（希望町） ・計量法（希望町） ・バリアフリー新法（希望町）

※平成22年度以降、移譲事務の選定に当たっては「手挙げ」を導入していることから、移譲実績に係る移譲対象市町は便宜的に区分したものである。（結果として一の人口段階別区分に移譲市町が限定された場合は当該区分に分類）

※平成22年度は、計画策定に先立つ先行移譲事務である。

※平成24年度及び平成25年度の計画及び実績には法定移譲事務を含む。

V 権限移譲に伴う支援措置

～三位一体の権限移譲～

	財政的支援	人的支援
概要	権限移譲事務交付金制度の改善	県・市町職員人事交流制度の弾力的な運用、技術職員等市町派遣制度の活用
支援策	<ul style="list-style-type: none"> 移譲初年度に措置する初度調弁費の充実 ノウハウ獲得のための研修参加費、県との連絡調整に要する旅費等の経費拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間内に権限移譲を受ける市町に対し、県から市町への人事交流の拡大 市町からの要請に基づく技術職員等市町派遣制度の積極的活用
効果	<ul style="list-style-type: none"> 移譲初年度における市町の事務執行体制の構築に資する。 円滑な事務の引継により、市町の的確な移譲事務の執行に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事交流制度の弾力的な運用により、市町における移譲準備、体制構築のための人的支援に資する 技術職員等市町派遣制度の活用により、移譲事務の円滑な執行と定着促進に資する。

～広域連携の取組～

市町をめぐる状況	方向性	今後の取組
<p>人口減少社会に対応した生産性の高い行政サービス提供体制が必要</p> <p>○人口減少社会において基礎自治体が既存の行政サービス水準を維持するための連携の必要性がある。 ※平成22年から平成52年の30年間で県内総人口が約2割減少[国立社会保障・人口問題研究所調査 H25. 3]</p>	<p>県と市町が協働して広域連携体制を整備</p> <p>○県全体として、生産性の高い行政サービスの提供体制を整えていく。 〔・将来における地域の行政サービスの在り方を見据えつつ、県と市町が協働して広域連携体制の整備に向けて取り組む。〕</p>	<p>広域連携の重点地域・モデル地域、重点分野の設定に向けた検討及び具体化</p> <p>○広域連携体制整備に向けて県と市町が協働して検討・具体化に取り組む。 〔・重点地域・モデル地域の設定・検討 ・広域連携によって事務処理が効率化すると考えられる事務の検討〕</p>

VI 静岡県事務処理の特例に関する条例

1 概要

地域の判断による地域の実情に応じた住民に身近な行政の実現のためには、個別の法令改正等による事務権限の移譲に限らず、都道府県から市町村への事務権限の移譲を一層推進することが重要である。こうした趣旨から、平成11年の地方分権一括法による地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、従来の都道府県知事及び都道府県教育委員会から市町村長及び市町村教育委員会への「委任」の制度は廃止され、都道府県条例の定めるところにより市町村が事務を処理することとする制度（条例による事務処理の特例制度）が創設された。

なお、平成16年の地方自治法の改正により、これまで県からの発議により協議されていた事務の移譲が、新たに市町村からの要請によっても移譲協議が可能となっている。

2 制度の内容（地方教育行政の組織及び運営に関する法律についても同様の趣旨）

- (1) 都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行する。（地方自治法第252条の17の2第1項）

（参考）都道府県知事の権限に属する事務である限り、法令に明示の禁止の規定のあるもの又はその趣旨・目的等から対象とすることのできないものを除き、原則として対象とすることができる。

法令の規定により都道府県の条例で定めることとされている事務に関しては、法令に基づく条例を制定し都道府県知事の仕事権限が規定されることにより、はじめて具体の仕事が発生する。この条例制定という権能自体を市町村が行うことはできない。（例…屋外広告物法第3条に基づく条例制定）

- (2) (1)の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、関係仕事を処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。（同条第2項）
- (3) 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する仕事の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。（同条第3項）
- (4) 前項の規定による要請があったときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。（同条第4項）
- (5) (1)の条例により、都道府県知事の権限に属する仕事の一部を市町村が処理する場合においては、当該仕事について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用される。（同法第252条の17の3第1項）

(6) (5)により市町村に適用があるとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求、是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができる。(同条第2項)

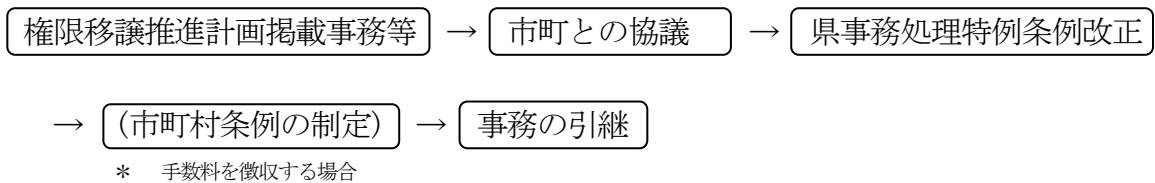
(7) (5)により市町村に適用があるとされる法令規定により市町村が国の行政機関と行う協議は、都道府県知事を通じて行い、当該法令規定により国の行政機関が市町村に対して行う許認可等の申請等は、都道府県知事を経由して行う。(同条第3項)

(参考) 従来、手数料、使用料を県で徴収していた事務について県から市町村にすべての権限が移譲された場合は、県の徴収権限が消滅することから、市町村で徴収条例を制定して手数料を徴収できることとなる。

● 関係予算対応（地方財政法第28条、権限移譲事務交付金）

事務処理特例条例化に伴い、市町村において処理する事務に係る経費については、必要額を静岡県権限移譲事務交付金として毎年措置している。

3 事務の流れ



4 事務処理特例条例の改正経過

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成11年12月 議会提案	14	45	市町村において手数料条例を制定する必要がある事務について、先行して特例条例を制定したものである。 (例) 火薬類取締法による煙火の使用許可 など
平成12年2月 議会提案	104	1, 134	知事及び教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村及び市町村教育委員会において処理することが適当である事務を条例に規定したものである。
平成12年9月 議会提案	0	0	特例市移行による沼津市の除外。静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部事務（水質汚濁防止法の横出し分）を新規移譲。既に中核市に移譲された事務で、法令数も項目数も変動なし。
平成12年12月 議会提案	3	11	動物の愛護及び管理に関する法律、静岡県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する新規移譲事務等を中核市に移譲（手数料徴収事務を含む）。
平成13年2月 議会提案	12	166	児童福祉法、計量法及び都市計画法など第2次権限移譲推進計画の事務の新規移譲のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、医師法、歯科医師法、薬剤師法等の移譲事務を新たに追加
平成13年6月 議会提案	3	8	医療法、医療法の一部を改正する法律及び死体解剖保存法等の新規移譲事務を追加。
平成13年9月 議会提案	0	3	建築基準法の改正に伴う容積率及び建ぺい率制限の緩和に関する申請手続等（経由事務）を追加。
平成14年2月 議会提案	1	93	土地改良法、国土利用計画法など第2次権限移譲推進計画の事務の新規移譲のほか、栄養士法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など、法改正や新法制定に伴う新規移譲事務を新たに追加。さらに法改正に伴う若干の移譲事務整理を行った。 (建築基準法は特例条例外で移譲される。)
平成14年12月 議会提案	0	57	医療法による病院に係る許可等を中核市に、都市計画法による開発行為に係る許可等及び宅地造成等規制法による宅地造成工事に係る許可等を御殿場市に、屋外広告物法による屋外広告物に係る許可等に関する事務を全市（10万人未満）に移譲するための改正。
平成15年2月 議会提案	7 ▲1	70 ▲10	ガス事業法、老人福祉法など第2次権限移譲推進計画の事務の新規移譲のほか、自然公園法、建築基準法など、法改正に伴う新規移譲事務を新たに追加。さらに静岡合併に伴う移譲先の変更。 ハートビル法の改正により法令数・事務数減。
平成15年12月 議会提案	2	2	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、薬事法等の一部改正法の制定・施行に伴う事務の新規移譲。都市計画法の事務の移譲先の拡大。
平成16年2月 議会提案	7	29	戦傷病者特別援護法、旅館業法施行条例、構造改革特別区域法、ハートビル法に基づく新規移譲事務
小 計	152 法令	1, 608 事務	
平成16年9月 議会提案	0 ▲1	6 ▲4	屋外広告物法の改正に伴う移譲事務追加（新規追加法令なし）。静岡県屋外広告物条例の事務の一部減と構造改革特別区法の全減。
平成16年12月 議会提案	6	64	介護保険法、母体保護法、養鶏振興法、輸出水産業の振興に関する法律の新規移譲。薬事法の改正に伴う事務整理。

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成17年2月 議会提案	27	461	特定非営利活動促進法、森林組合法、独立行政法人農業者年金基金法等、静岡市の政令指定都市移行に伴う新規移譲事務の追加。
平成17年6月 議会提案	0	0	市町村合併に伴う所要の改正(法令、事務の追加なし)。
平成17年12月 議会提案	1	15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律の移譲事務追加。介護保険法、都市計画法、宅地造成等規正法の対象市町の拡大。動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う事務の追加。
平成18年2月 議会提案	6	221	浄化槽法、分収林特別措置法、工場立地法、学校教育法の新規移譲のほか、鳥獣の保護及び適正化に関する法律等の移譲先や事務の拡大。
平成18年9月 議会提案	2 ▲ 1	15 ▲ 2	臨床検査技師等に関する法律改正に伴う新規移譲のほか、宅地造成規制法、農業協同組合法、水産業協同組合法の改正に伴う事務の追加。ハートビル法の削除。
平成18年12月 議会提案	2	24	認定こども園法、新バリアフリー法の施行に伴う新規移譲ほか、特定非営利活動促進法等の改正に伴う移譲事務の追加と削除。
平成19年2月 議会提案	5 ▲ 2	81 ▲ 86	PRTR法、農地法の新規移譲のほか、医療法、中小企業協同組合法の改正に伴う事務の追加。浜松市政令市移行に伴う動愛法規則等の削除(平成19年7月1日施行の静岡県地球温暖化防止条例含む)。
平成19年6月 議会提案	0	0	消費生活用製品安全法等の改正に伴う引用条項の修正(法令数、事務数とも変更なし)。
平成19年9月 議会提案	0	5	温泉法、建築基準法の改正に伴う移譲事務の追加。
平成19年12月 議会提案	0	0	森林組合法の改正に伴う移譲事務の内容拡大、第4次計画に基づく都市計画法及び宅地造成等規制法による事務を伊豆の国市へ移譲(法令数、事務数とも変更なし)。
平成20年2月 議会提案	4	76	旅券法、中小企業組合法規則、中小企業組織法規則、青少年環境整備条例事務の新規移譲、農地法移譲事務の追加、合併に伴う島田市への移譲事務の追加等(旅券法は平成20年9月1日施行)。
小 計	201 法令	2,484 事務	
平成20年6月 議会提案	1	15	医療法、温泉法の改正に伴う移譲事務の追加。
平成20年9月 議会提案	0	9	公益法人制度改革に伴う関係法令の改正及び市町村合併に伴う所要の改正。
平成20年12月 議会提案	1	6	薬事法の改正及び市町村合併に伴う所要の改正。
合 計	203 法令	2,514 事務	平成20年12月議会後の累計実績 ※平成20年度末累計実績と同じ
平成21年2月 議会提案	2	39	長期優良住宅普及促進法の新規移譲、国土利用計画法の移譲事務拡大、旅券法の移譲対象市町追加等。

項 目	法令数	移譲事務数	概 要
平成 21 年 6 月 議会提案	0	9	介護保険法、薬事法施行規則の改正に伴う移譲事務の追加。
平成 21 年 9 月 議会提案	0	10	農地法、農振法の改正に伴う移譲事務の追加。
平成 21 年 12 月 議会提案	0	2 ▲ 8	租税特別措置法の改正に伴う移譲事務の追加。 市町村合併による移譲事務（新居町のみへ移譲していた県風致条例の経由事務）の削除。
合 計	205 法令	2,566 事務	平成 21 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 21 年度末累計実績と同じ
平成 22 年 2 月 議会提案	1	26	市町の移譲希望等に伴う地方自治法、農地法及び文化財保護法の事務を移譲。省エネ法改正に伴う移譲事務の追加。
平成 22 年 6 月 議会提案	0	5	自然公園法の改正に伴う移譲事務の追加。
合 計	206 法令	2,597 事務	平成 22 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 22 年度末累計実績と同じ
平成 23 年 2 月 議会提案	9	171	騒音規制法、環境基本法、中小小売商業振興法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律等の新規移譲のほか、農地法等の事務の拡大。静岡県立自然公園条例の改正に伴う移譲事務の追加等。
平成 23 年 9 月 議会提案	▲ 1	1 ▲ 21	森林法の改正に伴う移譲事務の追加。 高齢者の居住の安定確保に関する法律、中小企業団体の組織に関する法律の改正に伴う移譲事務の削除。
	214 法令	2,748 事務	平成 23 年 12 月議会後の累計実績 ※平成 23 年度末累計実績 (214 法令 2,749 事務)
平成 24 年 2 月 議会提案	3 ▲ 14	31 ▲ 206	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の新規移譲のほか、新バリアフリー法等の事務の拡大など。第 2 次一括法による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
	203 法令	2,573 事務	平成 24 年 2 月議会後の累計実績 ※平成 24 年度末累計実績 (203 法令 2,574 事務)
平成 24 年 12 月 議会提案	2	30	電気工事業の業務の適正化に関する法律等の新規移譲に伴う移譲事務の追加。
平成 25 年 2 月 議会提案	7 ▲ 1	61 ▲ 39	身体障害者福祉法、低炭素化法等の新規移譲のほか、水道法、児童福祉法等の事務の拡大など。第 2 次一括法による関係法律の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
	211 法令	2,625 事務	平成 25 年 2 月議会後の累計実績 ※平成 25 年度末累計実績 (211 法令 2,620 事務)
平成 26 年 2 月 議会提案	3 ▲ 1	27 ▲ 48	企業立地促進法、児童手当法等の新規移譲のほか、地方自治法、自然公園法施行令等の事務の拡大など。第 3 次一括法による都市再開発法の改正に伴う法定移譲への振り替えによる移譲事務の削除。
	213 法令	2,604 事務	平成 26 年 2 月議会後の累計実績

移譲事務数の推移（各年度末累計）

年度	法令数	事務数	年度	法令数	事務数
12	118	1,179	19	199	2,430
13	136	1,367	20	203	2,514
14	137	1,460	21	205	2,566
15	143	1,577	22	206	2,597
16	151	1,610	23	214	2,749
17	184	2,135	24	203	2,574
18	192	2,384	25	211	2,620

〔参考〕 H26.2 議会後の内訳

区 分	法律	施行令	施行規則	条例	合計
法令数	126	34	29	24	213
事務数	1,844	229	136	395	2,604

関連条例・規則については、静岡県のホームページで閲覧可能

ホームページアドレス（静岡県例規集）

<http://rules.pref.shizuoka.jp/reiki/reiki.html>

< 関連条例・規則 >

- 静岡県事務処理の特例に関する条例
- 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に関する規則
- 静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に関する規則

Ⅶ 権限移譲事務交付金制度の概要

条例による事務処理の特例制度によって県から市町に権限移譲された事務を処理するために必要な経費について、地方財政法第 28 条第 1 項に基づき、権限移譲事務交付金で措置している。

1 根拠法令等

- 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年度～）
静岡県事務処理の特例に関する条例に規定された事務について権限移譲事務交付金により財源措置を行う。
 - * 事務処理特例条例の根拠：地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項（条例による事務処理の特例）
- 地方財政法第 28 条第 1 項
「都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。」
- 静岡県権限移譲事務交付金交付要綱（平成 8 年～）
市町への移譲事務を対象とする交付要綱を制定し、交付金を支出。

2 交付金算定式

以下の算定式で積算した権限移譲事務交付金を市町に交付している。

$$\text{交付金額} = (\text{基準単価} \times \text{所要時間} + \text{事務費}) \times \text{処理件数} + \text{基礎額} + \text{初度調弁費}$$

- (1) 基準単価
事務の処理に要する 1 時間当たりの人件費の単価で、毎年 of 県内市町の給与実態調査により算定
- (2) 所要時間
事務 1 件を処理するに当たり、県での実績平均事務処理時間を基に必要と想定される時間
- (3) 事務費
事務 1 件を処理するのに必要となる需用費や通信運搬費等の経費
- (4) 処理件数
各市町の事務取扱件数の合計
- (5) 基礎額
事務の処理の有無に関わらず発生する固定経費（研修参加費、書籍費等）

- (6) 初度調弁費（移譲初年度のみ交付）
 新たな移譲事務の事務執行体制整備に要する費用（書籍費等）

<初度調弁費の類型>

類型	判断基準	金額
A 当該法令に係る新規移譲事務	当該法令に係る事務の移譲としては最初になるもの	160,000 円
B 非類似事務の拡大	同一法令内に既に移譲した事務があるが、関連性が低いものの拡大	130,000 円
C 軽易な事務の新規移譲	経由事務など、軽易な事務の移譲	60,000 円
D 類似事務の拡大	同一法令内の既に移譲した事務に類似したものの拡大	40,000 円

※特殊な事情がある場合は個別に算定する額を上記算出額に加える

* 交付金の対象外となる事務

- 市町で手数料を徴収する事務（事務処理経費は手数料等で見合うものと想定）
 例：火薬類取締法に基づく煙火消費の許可 等
- 権限移譲事務交付金以外での財源措置がなされていると認められる事務
 例：医師法に基づく現住所等の届出の受付（厚生労働統計調査委託費）等

3 権限移譲推進のための財政措置等

- 権限移譲事務交付金制度の改善
 新規移譲事務に伴う市町の事務執行体制の整備に要する経費（初度調弁費）について、平成 23 年度から拡充を図っている。
 （拡充内容）
 - ・ 移譲事務に係る事務引継ぎや事務説明会など県との連絡調整に要する経費
 - ・ 職員の研修会参加など事務処理能力の向上に要する経費
- 権限移譲事務交付金明細書を通知
 交付金積算内容が不明確であるとの声が市町から寄せられていることから、平成 24 年から権限移譲事務交付金の交付決定通知書に金額の算出根拠を示した明細書を添付している。

権限移譲事務の財源措置の状況

(H26.4.1現在)

移 譲 事 務	法令数	事務数	対象市町数
1 権限移譲事務交付金の交付対象事務			
地方自治法	1	2	35
静岡県地震対策推進条例	1	17	35
高圧ガス保安法	1	1	35
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	1	4	35
ガス事業法	1	3	12
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	1	1	35
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	2	6	3
家庭用品品質表示法	1	6	12
消費生活用製品安全法	1	3	12
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	1	7	33
国民生活安定緊急措置法	1	5	33
特定非営利活動促進法	1	31	3
特定非営利活動促進法施行条例	1	1	3
旅券法	1	14	35
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	2	21	35
自然公園法	2	33	21
静岡県立自然公園条例	1	39	11
静岡県自然環境保全条例	1	20	8
大気汚染防止法	1	61	33
騒音規制法	1	5	11
水質汚濁防止法	1	10	31
悪臭防止法	1	5	11
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	1	12	33
振動規制法	1	5	11
環境基本法	1	2	13
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	2	13	2
ダイオキシン類対策特別措置法	1	36	33
静岡県生活環境の保全等に関する条例	1	107	35
浄化槽法	1	17	2
静岡県地下水の採取に関する条例	1	9	12
水道法	1	27	3
森林法	2	47	35
森林組合法	1	49	2
分収林特別措置法	1	8	2
静岡県福祉のまちづくり条例	1	14	35
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	2	2	2
医療法	2	55	2
良質な医療を提供する体制の確保を図るための医療法等の一部を改正する法律	1	4	2
死体解剖保存法	2	6	2
診療放射線技師法	2	9	2
歯科技工士法	3	14	2
救急病院等を定める省令	1	1	2
医師法	2	10	2
歯科医師法	2	10	2
保健師助産師看護師法	3	21	2
歯科衛生士法	1	1	2
臨床検査技師等に関する法律	2	9	2
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律	2	9	2
理学療法士及び作業療法士法	2	10	2
視能訓練士法	2	10	2
民生委員法	1	1	33
老人福祉法	1	6	2
栄養士法	2	20	2
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	3	71	2
戦傷病者特別援護法	3	11	35
身体障害者福祉法	3	18	1
療育手帳に関する事務(※)	(1)	(1)	33

権限移譲事務の財源措置の状況

(H26.4.1現在)

移 譲 事 務	法令数	事務数	対象市町数
児童福祉法	2	15	33
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	1	6	35
母子及び寡婦福祉法	2	10	21
静岡県魚介類等行商取締条例	1	8	2
静岡県ふぐの取扱い等に関する条例	1	15	2
調理師法	2	9	2
製菓衛生師法	2	9	2
温泉法	1	16	2
墓地、埋葬等に関する法律	1	4	12
クリーニング業法	3	9	2
化製場等に関する法律	1	7	33
化製場等に関する法律施行条例	1	1	35
動物の愛護及び管理に関する法律	1	1	33
静岡県動物の愛護及び管理に関する条例	1	3	2
薬事法	3	57	2
薬事法の一部を改正する法律	3	16	2
薬剤師法	2	8	2
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	1	3	2
大麻取締法	1	13	2
毒物及び劇物取締法	3	29	2
覚せい剤取締法	1	36	2
麻薬及び向精神薬取締法	1	33	2
あへん法	1	28	2
電気用品安全法	1	4	12
電気工事業の業務の適正化に関する法律	2	14	7
計量法	1	12	35
工場立地法	1	9	12
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	1	1	12
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	1	7	2
中小企業等協同組合法	2	55	11
商工会議所法	2	11	15
中小企業団体の組織に関する法律	2	26	11
商工会法	1	20	31
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	1	7	11
卸売市場法	1	2	35
静岡県卸売市場条例	1	3	35
農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進等の一部を改正する等の法律	1	2	33
独立行政法人農業者年金基金法	2	2	2
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	1	4	2
農業協同組合法	1	46	3
果樹農業振興特別措置法	1	2	2
野菜生産出荷安定法	1	9	2
獣医師法	1	3	2
養鶏振興法	2	9	2
獣医療法	2	7	2
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	1	4	2
農地法	3	49	14
農業振興地域の整備に関する法律	1	7	14
水産業協同組合法	1	64	2
国有財産法	1	5	33
土地改良法	2	67	33
土地区画整理法	1	75	32
都市計画法	3	25	31
静岡県開発行為等の規制に関する条例	1	4	9
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	1	7	3
被災市街地復興特別措置法	1	7	9
不動産登記法	1	4	30
公有地の拡大の推進に関する法律	1	4	10
建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律	1	6	29
流通業務市街地の整備に関する法律	1	13	2
租税特別措置法	2	18	35
租税特別措置法の一部を改正する法律	1	3	27

権限移譲事務の財源措置の状況

(H26.4.1現在)

移 譲 事 務	法令数	事務数	対象市町数
静岡県土採取等規制条例	1	28	35
国土利用計画法	1	11	33
屋外広告物法	1	7	21
静岡県屋外広告物条例	1	3	14
駐車場法	1	6	9
都市再開発法	2	43	21
静岡県風致地区条例	1	11	2
建築基準法	2	165	29
静岡県建築基準条例	1	10	35
宅地造成等規制法	2	12	8
建築物の耐震改修の促進に関する法律	2	6	29
農住組合法	1	1	15
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	2	72	8
高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	12	5
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	1	12	29
住宅地区改良法	1	5	12
エネルギーの使用の合理化に関する法律	1	3	29
高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2	10	29
都市の低炭素化の促進に関する法律	2	8	29
静岡県地球温暖化防止条例	1	8	35
児童手当法	1	6	2
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	1	8	2
特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例	1	1	9
学校教育法	1	6	2
文化財保護法	1	72	35
静岡県文化財保護条例	1	41	35
小 計	203	2,459	

移 譲 事 務	法令数	事務数	備考
2 権限移譲事務交付金の交付対象外事務			
火薬類取締法	1	4	35
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	2	12	35
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	2	5	2
医療法	1	2	2
医師法	1	1	2
歯科医師法	1	1	2
静岡県心身障害者扶養共済制度条例	1	22	35
母体保護法	3	13	2
静岡県ふぐの取扱い等に関する条例	1	4	2
化製場等に関する法律	1	3	33
薬事法	3	9	2
薬事法の一部を改正する法律	1	3	2
薬剤師法	1	1	2
電気工事業の業務の適正化に関する法律	1	16	7
養鶏振興法	1	7	2
輸出水産業の振興に関する法律	1	9	2
都市計画法	3	10	31
租税特別措置法	2	9	8
租税特別措置法の一部を改正する法律	1	3	8
静岡県屋外広告物条例	1	12	14
宅地造成等規制法	2	2	8
職員の給与に関する条例	1	3	33
静岡県教職員の給与に関する条例	1	3	33
小 計	33	154	

○事務数は事務処理特例条例別表各項中の号の数を基本とするが、計数に当たり次のような例外がある

- ・準用規定は別事務として計上
- ・「別に規則で定める事務」は、事務数に計上しない など

○※「療育手帳に関する事務」は、条例で委任された規則で定めた事務であるため、法令数、事務数については（ ）書で記載

静岡県権限移譲事務交付金交付要綱

第1 趣旨

知事は、市町への権限移譲を推進するとともに、移譲事務の適正かつ円滑な執行を図るため、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号。以下「条例」という。）の規定により、市町が処理することとされた事務に要する経費について、市町に対し、地方財政法（昭和23年法律第109号）第28条第1項の規定に基づき、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 移譲事務 条例別表第1及び別表第2の事務の区分の欄に掲げる事務をいう。
- (2) 権限移譲事務交付金 通常交付金及び調整交付金をいう。
- (3) 通常交付金 移譲事務の処理に要する経費について交付する交付金（以下「事務経費措置額」という。）及び新たな移譲事務の事務執行体制の整備に要する経費について交付する交付金（以下「初度調弁費」という。）をいう。
- (4) 調整交付金 移譲事務の処理について、訴えの提起等通常予測し得ない特別な事情により生じた経費について交付する交付金をいう。
- (5) 交付金算定単位事務 事務経費措置額を算定するため移譲事務を内容によって整理したものであって、毎年度知事が別に定めるものをいう。
- (6) 基準単価 交付金算定単位事務の処理に要する1時間当たりの人件費相当額であって、毎年度知事が別に定める額をいう。
- (7) 所要時間 交付金算定単位事務1件の処理に要する時間数であって、毎年度知事が別に定める時間をいう。
- (8) 事務費 交付金算定単位事務1件の処理に要する通信費等の経費相当額であって、毎年度知事が別に定める額をいう。
- (9) 基礎額 交付金算定単位事務の処理の有無にかかわらず発生する固定経費相当額であって、毎年度知事が別に定める額をいう。

第3 交付の対象、交付金額の算定方法等

- (1) 事務経費措置額を交付する移譲事務及び市町は、別表第1に掲げるとおりとし、市町が事務処理の対価として自ら手数料等を徴収している移譲事務及び権限移譲事務交付金以外の特定財源が措置されている移譲事務については交付しないものとする。
- (2) 事務経費措置額の額は、交付金算定単位事務ごとに次の算式により算出した額（1円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てる。）の合計額とする。
(基準単価×所要時間+事務費) ×知事が認定した当該市町の事務処理件数+基礎額
- (3) 初度調弁費は、知事が必要と認める場合に、別表第2の類型の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に掲げる額を移譲初年度に交付するものとする。
- (4) 市町ごとに交付する通常交付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該額を切り捨てるものとする。

第4 交付の決定及び交付の時期

- (1) 知事は、市町ごとに交付する通常交付金の額を毎年5月末日までに決定し、権限移譲事務交付

金交付決定通知書（様式第1号）及び権限移譲事務交付金明細書（様式第2号）により通知するものとする。

- (2) 知事は、(1)の規定に基づき決定した通常交付金を、交付の決定のあった日の属する月の翌月の末日までに交付するものとする。

第5 事情変更による決定の取消又は変更

- (1) 知事は、交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、通常交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。
- (2) 知事は、(1)により通常交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、その旨を当該市町の長に通知するものとする。
- (3) 知事は、(1)により通常交付金の交付の決定の内容を変更した場合において、交付金の額を増額する必要があるときは、変更決定のあった日の属する月の翌月の末日までに交付するものとする。

第6 返還

- (1) 知事は、第5(1)により通常交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。
- (2) 知事は、第5(1)により通常交付金の交付の決定の内容を変更した場合において、交付金の額を減額する必要があるときは、期限を定めて返還させるものとする。

第7 報告書の提出

通常交付金の交付を受けた市町の長は、次に掲げる事項について、事務処理件数報告書（様式第3号）により、交付金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の5月末日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 交付金算定単位事務ごとの事務処理件数
- (2) その他知事が必要と認める事項

第8 調整交付金

- (1) 調整交付金の交付を受けようとする市町の長は、調整交付金に係る理由書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)の書類の提出を受けたときは、その内容を審査の上、調整交付金の交付の適否を決定するものとする。
- (3) 知事は、(2)により調整交付金を交付することが適当と認めたときは、調整交付金の額を決定し、当該市町の長に通知するものとする。
- (4) 知事は、(3)により決定した調整交付金を原則として調整交付金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日までに交付するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金及び調整交付金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年11月15日から施行し、平成8年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

- 2 この要綱の別表中、平成8年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。
- 3 平成8年度の交付金の交付については、第4の規定にかかわらず、この要綱の施行日以降、速やかに交付決定し、当該交付金を交付するものとする。
- 4 煙火消費許可事務に係る交付金交付要綱、計量に関する立入検査交付金交付要綱、建築基準法の施行に関する委任事務費交付要綱及び宅地造成等規制法の施行に関する委任事務費交付要綱は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、4の項、5の項及び11の項の交付対象事務に係る平成9年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、12の項の交付対象事務に係る平成10年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、3の項、4の項、5の項、10の項、11の項、12の項、14の項、15の項、16の項、19の項、21の項、22の項及び23の項の交付対象事務に係る平成11年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、3の項、4の項、12の項及び34の項の交付対象事務に係る平成12年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

この改正は、平成12年5月31日から施行し、平成12年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、平成12年11月1日から施行し、平成12年度分の交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成13年3月23日から施行し、平成12年度分の交付金及び調整交付金から適用する。ただし、平成13年度以後の分の交付金及び調整交付金については、別表の14の項中「81の2の項」とあるのは「82の項」と、「81の3の項」とあるのは「82の3の項」と、「82の2の項」とあるのは「82の4の項」と読み替えて適用するものとし、同表の9の項、15の項、19の項、21

の項、24の項、28の項、29の項及び34の項については、平成13年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

- 2 この要綱の別表中、15の項、19の項、21の項、24の項並びに28の項に規定する事務のうち条例別表第1の112の項の(1)及び(2)並びに29の項中条例別表第1の120の項及び123の項の交付対象事務に係る平成13年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、27の項、31の項、34の項及び40の項の交付対象事務に係る平成14年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 2 この要綱の別表中、4の項、15の項、17の項、28の項、46の項及び47の項の交付対象事務に係る平成15年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表16の項の改正規定（条例別表第1の62の4の項に限る。）は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 この要綱の別表中、5の項、14の項、20の項、23の項、32の項、49の項及び57の項の交付対象事務に係る平成16年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、島田市及び金谷町の合併に伴う改正規定は平成17年5月5日から、別表27の項の改正規定（条例別表第1の63の2の項に限る。）及び浜松市、天竜市、浜北市、春野町、龍山村、佐久間町、水窪町、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町及び三ヶ日町の合併に伴う改正規定は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成17年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成17年9月20日から適用する。ただし、相良町及び榛原町の合併に伴う改正規定は、平成17年10月11日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、静岡市及び蒲原町の合併に伴う改正規定は、平成18年3月31日から適用する。
- 2 この要綱は、平成18年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成18年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。ただし、別表 94 の項を削る改正規定は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 18 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 94 の項及び 95 の項の改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成 19 年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 9 の項の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。
- 3 平成 20 年度の交付金の額の算定に用いる事務取扱件数については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この改正は、平成 20 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表 9 の項の規定 平成 21 年 9 月 1 日
 - (2) 別表 23 の項の規定 平成 21 年 6 月 1 日
 - (3) 別表 92 の項及び 93 の項の規定 平成 21 年 6 月 4 日
- 2 この要綱は、平成 21 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、湖西市及び新居町並びに富士宮市及び芝川町の合併に伴う改正規定は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 23 年度分の交付金及び調整交付金から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

年度権限移譲事務交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名印

静岡県権限移譲事務交付金交付要綱の規定に基づき、年度権限移譲事務交付金を決定したので通知します。

年度権限移譲事務交付金 千円

事務の名称	金額
計	

年度事務処理件数報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名

静岡県権限移譲事務交付金交付要綱第7の規定に基づき、 年度事務処理件数を報告します。

事 務 の 名 称	事務処理件数	備 考
	件	

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

調整交付金に係る理由書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名印

標記のことについて、関係書類を添えて報告します。

1 対象移譲事務の名称

2 調整交付金を必要とする理由

別表第 1

	交付対象事務	交付対象市町
1	条例別表第 1 の 1 の項に掲げる事務	全市町
2	(1) 条例別表第 1 の 2 の項に掲げる事務	全市町
	(2) 条例別表第 1 の 3 の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 富士市 焼津市
	(3) 条例別表第 1 の 4 の項に掲げる事務	三島市 伊東市 島田市 磐田市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市
3	条例別表第 1 の 5 の項に掲げる事務	全市町
4	(1) 条例別表第 1 の 6 の項に掲げる事務	全市町
	(2) 条例別表第 1 の 6 の 2 の項に掲げる事務	全町
5	条例別表第 1 の 6 の 3 の項に掲げる事務	全町
6	条例別表第 1 の 6 の 4 の項に掲げる事務	全市町
7	条例別表第 1 の 6 の 5 の項及び 6 の 6 の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 富士市
8	条例別表第 1 の 7 の項に掲げる事務	全町
9	条例別表第 1 の 8 の項に掲げる事務	全町
10	条例別表第 1 の 9 の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
11	条例別表第 1 の 10 の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
12	条例別表第 1 の 10 の 2 の項及び 10 の 3 の項に掲げる事務	沼津市 富士市 掛川市
13	条例別表第 1 の 10 の 4 の項に掲げる事務	全市町
14	条例別表第 1 の 11 の項及び 12 の項に掲げる事務	全市町
15	(1) 条例別表第 1 の 13 の項に掲げる事務	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 小山町 川根本町
	(2) 条例別表第 1 の 14 の項に掲げる事務	浜松市
	(3) 条例別表第 1 の 14 の 2 の項に掲げる事務	静岡市
	(4) 条例別表第 1 の 15 の項に掲げる事務	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 小山町 川根本町
	(5) 条例別表第 1 の 16 の項に掲げる事務	静岡市

	(6) 条例別表第1の17の項に掲げる事務	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 吉田町 川根本町
	(7) 条例別表第1の18の項に掲げる事務	浜松市 沼津市 富士市 磐田市 裾野市 函南町 長泉町 小山町
16	(1) 条例別表第1の19の項に掲げる事務	沼津市 富士市
	(2) 条例別表第1の20の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(3) 条例別表第1の20の2の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(4) 条例別表第1の21の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(5) 条例別表第1の21の2の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(6) 条例別表第1の22の項に掲げる事務	沼津市 富士市
	(7) 条例別表第1の23の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(8) 条例別表第1の23の2の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(9) 条例別表第1の23の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(10) 条例別表第1の23の4の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(11) 条例別表第1の23の5の項及び23の6の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(12) 条例別表第1の24の項に掲げる事務	沼津市 富士市
	(13) 条例別表第1の24の2の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
	(14) 条例別表第1の25の項に掲げる事務	全市町
	(15) 条例別表第1の26の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士市
	(16) 条例別表第1の27の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）
17	条例別表第1の28の項に掲げる事務	沼津市 富士市
18	条例別表第1の29の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 藤枝市 袋井市 牧之原市 吉田町 森町

19	(1) 条例別表第1の30の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(2) 条例別表第1の30の2の項及び30の3の項に掲げる事務	函南町
20	(1) 条例別表第1の32の2の項及び32の6の項に掲げる事務	全市町
	(2) 条例別表第1の32の3の項及び32の7の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(3) 条例別表第1の32の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士市 磐田市 焼津市 藤枝市
	(4) 条例別表第1の32の5の項及び32の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
21	条例別表第1の32の9の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
22	条例別表第1の32の10の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
23	(1) 条例別表第1の33の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 富士市 焼津市
	(2) 条例別表第1の34の項に掲げる事務	全市町（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市及び焼津市を除く。）
24	条例別表第1の35の項から58の項まで、60の項及び61の項、62の2の項から62の4の項まで、65の項から73の項まで、76の項から78の項まで、82の2の項から91の項まで、93の項から98の項までに掲げる事務	静岡市 浜松市
25	条例別表第1の58の2の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
26	条例別表第1の59の項に掲げる事務	沼津市 富士市
27	条例別表第1の62の5の項、62の6の項及び62の7の項に掲げる事務	全市町
28	条例別表第1の62の8の項、62の9の項及び62の10の項に掲げる事務	富士市
29	条例別表第1の64の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
30	(1) 条例別表第1の64の2の項及び64の5の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(2) 条例別表第1の64の3の項及び64の6の項に掲げる事務	沼津市
	(3) 条例別表第1の64の4の項に掲げる事務	全市（静岡市及び浜松市を除く。）
31	条例別表第1の64の7の項に掲げる事務	全市町

32	条例別表第1の64の11の項及び64の12の項に掲げる事務	全市（静岡市及び浜松市を除く。）
33	条例別表第1の75の項に掲げる事務	全町
34	(1) 条例別表第1の81の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(2) 条例別表第1の81の2の項に掲げる事務	全市町
35	条例別表第1の82の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
36	条例別表第1の99の項に掲げる事務	全町
37	条例別表第1の99の2の項及び99の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 御前崎市 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
38	(1) 条例別表第1の99の4の項に掲げる事務	熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の99の5の項に掲げる事務	全市町
39	条例別表第1の99の6の項及び99の7の項に掲げる事務	全町
40	条例別表第1の99の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
41	条例別表第1の99の9の項及び99の10の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
42	条例別表第1の100の項及び100の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 下田市
43	条例別表第1の100の3の項及び100の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
44	(1) 条例別表第1の101の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の101の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 島田市 富士市 磐田市 掛川市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 西伊豆町 川根本町

45	(1) 条例別表第1の101の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(2) 条例別表第1の101の4の項に掲げる事務	沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
46	条例別表第1の102の項及び103の項に掲げる事務	全市町
47	(1) 条例別表第1の103の2の項に掲げる事務	全市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	(2) 条例別表第1の103の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
48	条例別表第1の103の4の項及び103の5の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
49	条例別表第1の103の6の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
50	条例別表第1の103の7の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市
51	条例別表第1の103の8の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
52	条例別表第1の103の9の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
53	条例別表第1の103の10の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
54	条例別表第1の103の11の項及び103の12の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
55	条例別表第1の103の13の項及び103の14の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
56	条例別表第1の103の15の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
57	(1) 条例別表第1の103の17の項、103の20の項及び103の23の項に掲げる事務	富士宮市 島田市 焼津市 藤枝市 菊川市 牧之原市
	(2) 条例別表第1の103の18の項、103の21の項及び103の24の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士市 磐田市 掛川市 袋井市
58	条例別表第1の103の25の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市

	務	磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 菊川市 牧之原市
59	条例別表第1の103の26の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
60	(1) 条例別表第1の104の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の105の項及び106の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(3) 条例別表第1の106の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市 下田市 湖西市 伊豆市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 吉田町
61	(1) 条例別表第1の107の項及び110の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田 市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
	(2) 条例別表第1の111の項及び124の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田 市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 森町
62	(1) 条例別表第1の108の項に掲げる事務	全市
	(2) 条例別表第1の108の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
63	条例別表第1の109の項、110の2の項、111の2の項及び124の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
64	(1) 条例別表第1の112の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
	(2) 条例別表第1の112の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 富士宮市 島田市 富士市 袋井市 湖西市
	(3) 条例別表第1の112の3の項に掲げる事務	熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 磐田市 焼津市

	る事務	掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市
	(4) 条例別表第1の113の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市
65	(1) 条例別表第1の115の項及び121の2の項に掲げる事務	全町
	(2) 条例別表第1の120の項、123の項及び123の2の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町及び小山町を除く。)
66	条例別表第1の123の3の項に掲げる事務	清水町 長泉町 森町
67	条例別表第1の123の4の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
68	条例別表第1の125の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
69	(1) 条例別表第1の125の2の項に掲げる事務	全市町(建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の125の3の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
70	条例別表第1の125の4の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
71	(1) 条例別表第1の129の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 藤枝市
	(2) 条例別表第1の130の項及び132の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市及び藤枝市を除く。)
	(3) 条例別表第1の134の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。)
72	(1) 条例別表第1の135の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市及び藤枝市を除く。)
	(2) 条例別表第1の135の2の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
73	(1) 条例別表第1の135の3の項に掲げる事務	全市町(静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市及び藤枝市を除く。)

	(2) 条例別表第1の135の4の項に掲げる事務	沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
74	(1) 条例別表第1の136の項に掲げる事務	全市（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市及び袋井市を除く。）
	(2) 条例別表第1の136の2の項に掲げる事務	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 富士市 御殿場市 袋井市
	(3) 条例別表第1の137の項に掲げる事務	全市（静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市及び袋井市を除く。）
75	条例別表第1の139の項に掲げる事務	東伊豆町 河津町 南伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町
76	(1) 条例別表第1の140の項に掲げる事務	全市（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く）
	(2) 条例別表第1の140の2の項及び140の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
77	条例別表第1の141の項に掲げる事務	熱海市 伊豆の国市
78	(1) 条例別表第1の143の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(2) 条例別表第1の144の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町で法第78条第1項に規定する建築審査会が置かれているものを除く。）
	(3) 条例別表第1の145の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く）
	(4) 条例別表第1の146の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(5) 条例別表第1の147の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(6) 条例別表第1の148の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町に限る。）
	(7) 条例別表第1の149の項に掲げる事務	全市町
79	条例別表第1の150の2の項に掲げる事務	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町
80	(1) 条例別表第1の150の4の項及び150の6の項に掲げる事務	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）

	(2) 条例別表第1の150の5の項及び150の7の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
81	条例別表第1の150の8の項に掲げる事務	沼津市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 藤枝市 御殿場市 裾野市 湖西市 伊豆の国市 函南町 清水町 長泉町 小山町
82	(1) 条例別表第1の150の11の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 焼津市 藤枝市 御殿場市 湖西市
	(2) 条例別表第1の150の12の項及び150の14の項に掲げる事務	静岡市 浜松市 三島市 富士宮市 藤枝市 御殿場市 湖西市
83	条例別表第1の150の16の項に掲げる事務	三島市 富士宮市 藤枝市 湖西市 牧之原市
84	(1) 条例別表第1の150の20の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の150の21の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
85	条例別表第1の151の項に掲げる事務	全町
86	(1) 条例別表第1の151の2の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の151の3の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(3) 条例別表第1の151の4の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
87	(1) 条例別表第1の151の5の項に掲げる事務	全町
	(2) 条例別表第1の151の6の項及び151の8の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(3) 条例別表第1の151の7の項及び151の9の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
88	(1) 条例別表第1の151の10の項及び151の12の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
	(2) 条例別表第1の151の11の項及び151の13の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町に限る。)
89	(1) 条例別表第1の151の14の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町に限る。)

	(2) 条例別表第1の151の15の項に掲げる事務	全市町(建築基準法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。)
90	条例別表第1の151の16の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
91	条例別表第1の151の17の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
92	条例別表第1の152の項に掲げる事務	浜松市 沼津市 下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
93	条例別表第2の1の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
94	(1) 条例別表第2の3の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(2) 条例別表第2の3の2の項及び8の項に掲げる事務	全市町
	(3) 条例別表第2の3の3の項に掲げる事務	全市町(静岡市及び浜松市を除く。)
	(4) 条例別表第2の4の項に掲げる事務	全市
	(5) 条例別表第2の5の項に掲げる事務	静岡市 浜松市
	(6) 条例別表第2の6の項に掲げる事務	全市町(静岡市及び浜松市を除く。)
	(7) 条例別表第2の7の項に掲げる事務	全町

別表第2

区分	類型	基準額
A	既に移譲されている事務のうち新たに移譲する事務の根拠となる法令を根拠とする事務がない場合(Cに掲げる場合を除く)	160,000円
B	既に移譲されている事務のうち新たに移譲する事務の根拠となる法令を根拠とする事務があり、新たに移譲する事務との関連性が低いと知事が認める場合	130,000円
C	Aに掲げる場合で、新たに移譲する事務が経由事務その他の軽易な事務の場合	60,000円
D	既に移譲されている事務のうち新たに移譲する事務の根拠となる法令を根拠とする事務があり、新たに移譲する事務と類似していると知事が認める場合	40,000円

備考

特殊な備品等を必要とする場合は、上表にかかわらず必要額を別途計上するものとする。

Ⅷ 県・市町職員人事交流実施要綱

昭和 53 年 1 月 24 日 静岡県告示第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県と市町（一部事務組合及び広域連合を含む。）との間に人事交流を行い、一層緊密、かつ、能率的な行政運営を図るため、職員相互の実務研修を実施する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(希望調書の提出)

第 2 条 実務研修職員を派遣又は受入れようとする市町の長は、実務研修職員派遣（受入）希望調書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。

(依頼書の提出)

第 3 条 知事及び市町の長は、前条に定める希望調書に基づき実務研修職員の派遣又は受入れについて協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合には、職員を派遣しようとする団体（以下「派遣団体」という。）の長は、実務研修職員依頼書（様式第 2 号）を職員の派遣を受入れようとする団体（以下「受入団体」という。）の長に提出するものとする。

(研修職員の決定)

第 4 条 受入団体の長は、前条第 2 項に基づき提出された実務研修職員依頼書により実務研修職員を決定し、その旨を実務研修決定通知書（様式第 3 号）により派遣団体の長に通知するものとする。

(実務研修職員)

第 5 条 県又は市町が実務研修をさせようとする職員は、身体強健であつて勤務成績が優秀であり、かつ研修を受けるために必要な知識・経験を有するものでなければならない。

(派遣期間)

第 6 条 実務研修期間は、1 年以内とする。ただし、知事と市町の長との協議により、期間を変更することができる。

(身分及び服務)

第 7 条 実務研修職員は、派遣団体の職員の身分及び受入団体の職員の身分を併せ有するものとし、その服務については、受入団体の規定を適用するものとする。

(分限及び懲戒)

第 8 条 実務研修職員の分限及び懲戒については、派遣団体の関係規定を適用する。ただし、受入団体の職務に関して義務違反等のあった場合は、受入団体の懲戒に関する規定を適用するものとする。

2 派遣団体又は受入団体において実務研修職員に対して分限及び懲戒の処分を行おうとする場合は、双方が協議するものとする。

(給与)

第9条 実務研修職員の給料は、派遣団体の関係規定を適用して、派遣団体が支給するものとする。

2 実務研修職員の昇格及び昇給は、派遣団体において発令するものとする。

3 実務研修職員の扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等の取り扱いについては、第1項の規定に準ずるものとする。

4 実務研修職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当等については、受入団体の関係規定を適用して、受入団体が負担支給するものとする。

(旅費)

第10条 実務研修職員が受入団体の公務のために出張する場合の旅費は、受入団体の関係規定を適用して、受入団体において負担支給するものとする。

(勤務時間等)

第10条の2 実務研修職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、受入団体の規定を適用するものとする。ただし、当該規定を適用することが適当でない認められる場合は、別途協議するものとする。

(共済組合等)

第11条 実務研修職員は、派遣団体の共済組合員とし、地方負担金は、派遣団体が負担するものとする。公務災害負担金についても同様とする。

(実務研修状況の通知)

第12条 受入団体の長は、実務研修職員の4半期ごとの研修状況を、当該4半期の終了後10日までに、実務研修状況通知書(様式第4号)により、派遣した団体の長に通知するものとする。ただし、実務研修職員に事故その他特別な事情が生じた場合は、そのつどその旨を連絡するものとする。

(報告)

第13条 派遣団体は、実務研修職員に関する次の各号に掲げる事項について、必要のつど、実務研修職員身分変動、昇格、昇給等報告書(様式第5号)により、受入団体に報告するものとする。

(1) 実務研修職員の身分上の変動

(2) 実務研修職員の昇格及び昇給

(3) その他必要な事項

(事務主管)

第14条 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き経営管理部職員局人事課及び経営管理部自治局自治行政課において行うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、そのつど知事と当該市町の長が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 19 日告示第 279 号)

この改正は、昭和 57 年度の人事交流から施行する。

附 則 (平成 6 年 4 月 1 日告示第 300 号の 7)

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日告示第 333 号の 2)

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 2 月 1 日告示第 68 号)

1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は公布の日から施行する。

2 この告示 (前項ただし書に規定する改正規定に限る。) による改正後の県・市町村職員人事交流実施要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日告示第 387 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 448 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日告示第 346 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日告示第 341 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 316 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

IX 技術職員等市町派遣制度要綱

平成7年2月24日 静岡県告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、県から市町への権限移譲の円滑化又は市町における短期的なプロジェクト関連事業の支援若しくは特別な資格等を有する職員の確保を図るために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき、知事が当該市町に技術職員等を派遣する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象市町)

第2条 派遣対象市町は、前条の趣旨に基づき技術職員等の派遣を希望する市町とする。

(派遣の申請)

第3条 技術職員等の派遣を希望する市町長は、知事が別に定める日までに技術職員等派遣申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(派遣の決定)

第4条 知事は、前条の規定により提出された技術職員等派遣申請書を審査し、静岡県職員を派遣すべきものと認めるときは、技術職員等派遣通知書(様式第2号)により派遣を希望する市町長に通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 前条の通知を受けた市町長は、派遣に関する必要事項について遅滞なく知事と協議するものとする。

2 前項の規定による協議に基づき、知事と市町長との間において技術職員等の派遣に関する協定書を締結するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣の期間は、2年以内とする。ただし、知事と市町長との協議により、期間を変更することができるものとする。

(身分及び服務)

第7条 市町に派遣する技術職員等(以下「派遣職員」という。)は、県及び市町の身分を併せ有するものとし、その服務については、派遣を受ける市町(以下「派遣市町」という。)の規定を適用するものとする。

(給与)

第8条 派遣職員の給料については、県の関係規定を適用して、県が支給するものとする。

2 派遣職員の昇格及び昇給は、県が発令するものとする。

3 派遣職員の扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、第1項の規定に準ずるものとする。

4 派遣職員の管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については、派遣市町の関係規定を適用して、派遣市町が支給するものとする。

(派遣職員の給与の財源負担等)

第8条の2 派遣市町は、前条第1項及び第3項の規定により県が支給する給与の全額を負担するものとする。

2 派遣市町は、前項の規定により負担することとなった給与の全額を毎年2回県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(退職手当)

第9条 派遣職員が派遣期間内において退職した場合における退職手当は、県の関係規定を適用して、県が支給するものとする。

(旅費)

第10条 派遣職員の赴任旅費、帰任旅費及び派遣期間中の旅費(専ら県の用務に係るものは除く。)は、派遣市町の関係規定を適用して、派遣市町が支給するものとする。

(勤務時間等)

第11条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、派遣市町の規定を適用するものとする。ただし、当該規定を適用することが適当でないと認められる場合は、別途協議するものとする。

(分限及び懲戒)

第12条 派遣職員の分限及び懲戒については、県の関係規定を適用する。ただし、派遣市町の職務に関して義務違反等のあった場合は、派遣市町の懲戒に関する規定を適用するものとする。

2 派遣市町が、派遣職員に対して分限及び懲戒の処分を行おうとする場合は、県と協議するものとする。

(公務災害補償)

第13条 派遣職員が、通勤途上又は職務上負傷し、疾病にかかり、障害が残り、又は死亡した場合におけるこれらの災害に係る補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)を適用するものとする。

2 前項の場合における事務手続は、派遣市町の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、県が行うものとする。

3 公務災害負担金については、県が負担するものとする。

(公務災害負担金の財源負担等)

第13条の2 派遣市町は、前条第3項の規定により県が負担する公務災害負担金の全額を負担するものとする。

2 派遣市町は、前項の規定により負担することになった公務災害負担金の全額を毎年1回県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(共済組合)

第 14 条 派遣職員は、派遣期間中においても地方職員共済組合静岡県支部の組合員とする。

(派遣職員の勤務状況の通知等)

第 15 条 派遣市町の長（以下「派遣市町長」という。）は、派遣職員の四半期ごとの勤務状況を、当該四半期の終了後 10 日までに、勤務状況通知書（様式第 3 号）により、知事に通知するものとする。ただし、派遣職員に事故その他特別な事情が生じた場合は、その都度その旨を連絡するものとする。

2 知事は、派遣職員に関する次に掲げる事項について、必要の都度、派遣職員身分変動、昇格、昇給等報告書（様式第 4 号）により、派遣市町長に報告するものとする。

(1) 派遣職員の身分上の変動

(2) 派遣職員の昇格及び昇給

(3) その他必要な事項

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度知事と派遣市町長が協議して定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）に規定する職員に特例一時金が支給される間、第 8 条第 3 項中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」とする。

附 則（平成 9 年 12 月 19 日告示第 1044 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 10 日告示第 247 号）

1 この告示は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この告示の施行日前に既に改正前の技術職員市町村派遣制度要綱に基づき市町村へ派遣されている職員については、改正後の技術職員市町村派遣制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 2 月 1 日告示第 69 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の技術職員市町村派遣制度要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 4 月 8 日告示第 607 号）

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この要綱の施行の際限に改正前の技術職員市町村派遣制度要綱の規定により派遣され

ている職員は、改正後の技術職員等市町村派遣制度要綱の相当する規定により派遣された職員とみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 388 号）

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の技術職員等市町村派遣制度要綱の規定により派遣されている職員は、改正後の技術職員等市町村派遣制度要綱の相当する規定により派遣された職員とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 342 号）

- 1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 317 号）

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。